

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **124**

2015・6

目 次

憲法9条と日米安保条約の歴史

吉 川 健 司 (1)

「農協改革」で明らかになったこと

屋 敷 紘 美 (14)

矢内原事件と言論抑圧

—将基面貴巳の『言論抑圧』を読んで—

高 木 秀 男 (21)

＝新著紹介＝

西條敏美著

『授業 虹の科学—光の原理から人口虹のつくり方まで—』

高 木 秀 男 (33)

＝資料＝

大学の自治を破壊する学内諸規則改定に対する緊急反対声明

福井大学教職員組合執行委員会 (35)

編集後記

(41)

日本科学者会議福井支部

＝新著紹介＝

児玉一八・清水修二・野口邦和著

放射線被曝の理科・社会

—四年目の『福島の実態』—

かもがわ出版 2,000 円

A5 判並製 190 頁

目次

はじめに — 私たちが伝えたいこと

第1章 低線量被曝をめぐる論争を顕彰する

—「分かっていること」と「分かっていないこと」

1. LNT仮説と放射線防御の考え方
2. 「内部被曝の恐怖」論を考える
3. 放射線被曝のリスクを考える—生物としての環境適応

第2章 「福島は住めない」のか

1. 『美味しんぼ』問題が浮き彫りにしたもの
2. どんな放射能がどれだけ出たのか
3. 除染は無駄なのか—除染の方法と効果

第3章 「福島の食品は危ない」のか

1. チェルノブイリ事故と食の安全
2. 福島の食品検査体制と検査結果
3. 安全な食のための方策

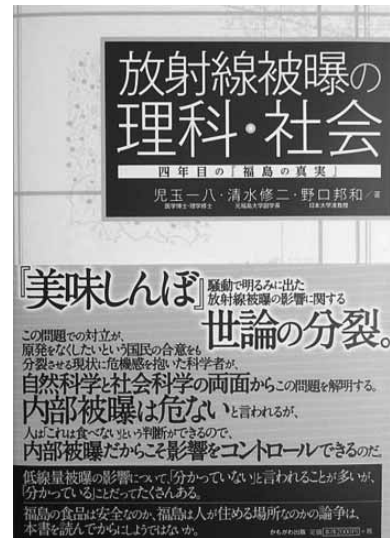
第4章 福島の今とこれから

1. 県内在住者から見た「反原発」とメディア
2. 福島での生活の現状と地域の将来
3. 県民健康調査で何が分かったか

第5章 原発住民運動と放射線問題

1. 原発を乗り越えるための国民的・思想的課題
2. 過半数住民の支持を得るために
—科学者の役割・責任と論争の質
3. 住民運動の成長・発展のために考えるべきこと

あとがき — 科学への信頼の回復を



憲法 9 条と日米安保条約の歴史

吉 川 健 司 (泉法律事務所・弁護士)

1. はじめに

今日の講演では、日本の戦後 70 年の間に、憲法 9 条と日米安保条約がどのような役割を果たしてきたのか、また、その役割がどのように変化してきたのか、という点についてお話しします。全体の構成は、最初にイントロダクションの話をして、次に戦争違法化の歴史と憲法 9 条の関係、戦争違法化の動きがどうやって憲法 9 条に結実していったのかについての話をします。その次に、旧安保条約と新安保条約それぞれの条文・内容を踏まえながら、なぜ安保条約が締結されたのかについての話をします。その上で、安保条約と憲法 9 条の下で、自衛隊と米軍が、日本においてどのような役割を果たして来たのかについての話をします。最後に、現在の状況が憲法に対するクーデタであり、それを許さないためにどうすべきかについての話をします。

では、イントロダクションからお話します。そもそも、憲法 9 条があるにもかかわらず、日本全国に米軍基地が 70 年間も存在し続けているのはなぜでしょうか？ 植民地ならばともかく、れっきとした独立国に外国の軍隊が基地をもち、それが 70 年間も続くということは、通常ではありえないことです。ところが、通常ではあり得ないことがなぜか日本ではまかり通っています。フィリピン、イラクなど、米軍基地を撤去させた国はあります。にもかかわらず、なぜ日本では米軍基地が存在し続けているのでしょうか。

また、そもそも憲法 9 条があるにもかかわらず、軍隊としか見えない自衛隊が 65 年間も存在し続けているのはどうしてなのでしょう

か？ 先日、安倍首相は国会で「わが軍」と述べて、軍隊であることを隠そうともしませんが、軍隊としか見えない自衛隊が 65 年間も存在し続けているのはどうしてなのでしょう

か？ そして、憲法 9 条の下でどのように有事法制が整備されてきたのか。その歴史を振り返ることで、われわれが、現在どのような状況にいるのか、ということが分かってきますので、そのような観点で有事法制の歴史を見ていきます。

2. 戦争違法化の歴史と憲法 9 条

まず戦争放棄の歴史についてお話しします。最初は、独立国であれば自由に宣戦布告ができるという、いわゆる無差別戦争観という考え方が主流であり、宣戦布告は国家の権利であると考えられていました。ところが、そのような考え方によりとんでもない結果がもたらされたのが、第一次世界大戦 (1914 ~ 18) でした。同盟を結んだ国同士が戦争をした結果、民間人を巻き込んだ総力戦が行なわれました。その結果、全世界で犠牲者は 1,500 万人を超えたと言われています。

さすがに、これだけ大量の人間が戦争で亡くなると、戦後に、国家が自由に戦争することが許されていないのかということが、真剣に問われました。そして、それが結実したのが 1919 年の国際連盟規約です。しかし、宣戦布告は国家の権利であるという考えからなかなか抜け出せないために、不十分な規制にとどまりました。12 条の「連盟国は、連盟国間に国交断絶に至るの虞ある紛争発生するときは、当該事件を仲裁裁判若しくは司法的解決又は連盟理事会の審査に

付すべく、且仲裁裁判官の判決若は司法裁判の判決後又は連盟理事会の報告後三月を経過する迄、如何なる場合に於ても、戦争に訴へることを約す」によって、国際紛争がおきても 3 か月間は戦争ができないことになりました。国際連盟はその 3 か月の間に戦争にならないように国際紛争を解決します、そのために理事会があります、という理屈です。

しかし、現実的には、この国際連盟規約は役に立ちませんでした。こっちが戦争に勝つと思っている紛争当事国は、3 か月待ってから宣戦布告すればいいのですから、兵器をたくさん持っていて戦争しようとしている国にはあまり意味のない規定でした。

それで、国際連盟規約では不十分であるということから、1928 年に不戦条約が結ばれました。この不戦条約は、当時の日本帝国も批准した条約です。その 1 条は「締約国は国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし且其の相互関係に於て国家の政策の手段としての戦争を抛棄する」ことが定められました。要するに、国際紛争を解決するための手段として戦争することを放棄することを約束しますということです。さらに 2 条で、「平和的手段に依るの外之が処理又は解決を求めざることを約す」ということになりました。国際紛争の解決は、平和的手段によるということです。

不戦条約を紛争当事国が守る限り、戦争は起きないように思われます。ところが、この条約の抜け道を探した国がありました。それが残念ながら当時の日本帝国です。ご存じのとおり、1931 年に日本帝国の関東軍は満州「事変」を起こします。関東軍が謀略によって満州鉄道を爆破し、それを中国の仕業だとし、中国東北部の地域を占領して傀儡国家の満洲国を建国しました。もうこれは立派な戦争ですし、国際紛争を武力で解決する典型的な事案で侵略そのもの

です。しかし、日本はこのとき中国に宣戦布告をしませんでした。「宣戦布告をしてないからこれは戦争ではない、だから不戦条約には反しない」という理屈で、不戦条約違反ではないと言い張ったわけです。そのために満洲「戦争」ではなく満洲「事変」と自称したわけです。これが詭弁であることは誰にでも分かることです。が、当時はそういう言い抜けが通用する時代だったわけです。

これに味をしめて、日本はさらに 1937 年には支那「事変」も起こしました。これも当時の中国に対する侵略戦争そのものですが、「事変」だから日本は「戦争」してないので、不戦条約違反ではないと言い張りました。日本のこのような主張の背景には、アメリカが、戦争をしているどちらの国にも輸出しませんよという中立政策を採用しており、日本が中国と戦争しているとになったら、アメリカからの石油輸入がストップするという理由もありました。すなわち、日本は、実質的には戦争を継続しながらも、アメリカからの石油輸入は必要だから、悪賢く言い逃れしようとしたのです。結局、不戦条約では不十分であることが明らかになりました。

そして日本の侵略行為などもあって、太平洋戦争、第二次世界大戦 (1939 ~ 45) が起きます。世界全体の犠牲者は第一次世界大戦より多く約 8,000 万人を超え、中国では 2,000 万人、日本人も 300 万人が亡くなったと言われています。その結果、1945 年に国連憲章が定められて、不戦条約では不十分だった所を補う条項が定められました。国連憲章第 2 条 4 項で、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と定め、武力による威嚇、武力行使そのものを禁止しました。

ただし、武力行使を容認する三つの例外をもうけました。それが①個別的自衛権、②集団的自衛権、③集団安全保障の三つです。このうち集団的自衛権について簡単にお話しますと、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」（内閣衆質 156 第 119 号 2003 年 7 月 15 日）と言われています。それを定めた条文が、次の国連憲章第 51 条です。「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

国連憲章 51 条の成り立ちについては、アメリカが強引に集団的自衛権の条項を挿入させたという歴史があり、けっして固有の権利といえるものではありません。しかし、武力行使の例外として国連憲章では認められてしまいました。ただ実際に集団的自衛権が防衛のための権利として行使されてきたのかというと、防衛の権利として行使された例はありません。過去に集団的自衛権の行使だとされた例がありますが、いずれも同盟国の政権が反政府運動などによりピンチになった時に、宗主国が軍事介入する理由とされたというもののばかりです。要するに、集団的自衛権は、自分の同盟ブロックの民主的な政権交代を転覆させるための口実、侵略を正当化する口実としてしか使われていません。ソ連のハンガリー動乱への介入（1956 年）、アメリカのベトナム戦争参戦（1965 年）、ソ連の「ブラハの春」への介入（1968 年）、ソ連のアフガニスタン侵攻（1978 年）、いずれも集団的自衛権の行使という名目でなされていますが、これらがすべて侵略であったことは皆さんご存じの通りです。

次に集団安全保障としての武力行使ですが、これは国連の安全保障理事会が武力行使容認決議をあげて、その決議に基づいて行われる武力行使をいいます。ただし、これは国連憲章に明文はなく、慣例として認められているだけです。

最初の実例が、1991 年のイラクによるクウェート侵略に端を発した湾岸戦争です。このとき国連軍は正式には存在していなかったもので、クウェート侵略に対して国連としてどう対応するかということが議論となりました。その当時はもうソ連もありませんので、武力行使が可能な超大国としては米国くらいしかありませんでした。しかし米軍が軍事行動をするにしろ、国際法的な正当性が必要であるという理由から、多国籍軍にイラクによる侵略を排除する軍事行動を認めるという決議が安保理事会であげられました。これによって、一応、イラクによるクウェート侵略が阻止され、クウェートが解放されたというのが国際的な評価です。もちろん、いろいろな評価の仕方があると思いますが、集団安全保障としての武力行使が成功した事例とされています。

この集団安全保障としての武力行使ですが、正式な国連軍との違いは指揮権の所在が違うという点です。正式な国連軍は安全保障理事会、あるいはその指揮下に置かれる参謀委員会が指揮権をもちますが、武力行使容認決議にもとづけば、武力行使する加盟国にしか指揮権がないので、国連は武力行使についてあれこれ言うことができないわけです。その結果、湾岸戦争の後の 2003 年のイラク戦争でも、湾岸戦争時の安全保障理事会決議が米軍による武力行使の口実に使われるとか、いろいろ問題をおこしています。

さて、以上の事実をふまえて、日本国憲法の独自性はどこにあるのかということですが、一つが、平和が保障された状況で生存する権利を

人権と位置づけたという点、いわゆる平和的生存権です。かつ、それは日本国民だけの権利ではなくて、全世界の人々の権利だとした点です。もう一つは、戦争放棄を具体化するために軍備を廃止すると定めたところです。

根拠となる条文を確認しますと、平和的生存権の根拠は憲法前文にあります。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」というところです。憲法 9 条については、まず第 1 項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とありますが、これは国連憲章に定められている条項とほとんど同じです。そして、第 2 項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」が、日本国憲法の独自条項です。

3. 旧安保条約と新安保条約

この憲法 9 条の内容をふまえると、日本の国土に米軍を駐留させることもあり得ないし、自衛隊を持つこともありえないように思われます。では、なぜそれが認められているのか。その根拠が安保条約です。では、そもそも安保条約はどうして締結されたのでしょうか。それは米国の要求です。米国が旧安保条約の締結を求めてきたのです。これは米国の外交文書ではっきりしています。当時のアメリカ側との交渉担当者であった國務長官政策顧問のダレスが「われわれが望む数の兵力を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を確保すること」が安保条約の目的であると、スタッフ会議のなかで言っています（1951 年 1 月 26 日）。

これは日本全土を米軍の潜在的基地化（全土基地方式）するものです。英語で言えば

potential base となりますが、米国に、日本全土どこにでも米軍基地を置く権利を与えることを要求し、その権利を保障するために旧安保条約を締結したのです。なぜ全土基地方式を求めたのでしょうか。それは冷戦の開始と朝鮮戦争の勃発という状況があったからです。朝鮮戦争は 1950 年 6 月に、北朝鮮が韓国を侵略したというものです。米国からすれば同盟国が侵略されたため、米軍による武力行使が必要であり、そのためには米軍基地が日本のあらゆる便利な場所がないと困るため、全土基地方式が必要とされました。

旧安保条約は、米軍のための全土基地方式を目的として締結の交渉が開始され、1951 年 9 月 8 日に締結されています。みなさんご存知の通り、この日に締結されたサンフランシスコ講和条約については写真が教科書にも載っていますし、当時の吉田首相がサインしている場面などが記憶に残っていると思います。しかし、旧安保条約締結の写真はおそらく見たことがないと思います。それは、そのような写真がそもそもないからです。9 月 8 日にサンフランシスコ講和条約を締結した数時間後、吉田首相だけが米第 6 軍司令部に連れて行かれて、旧安保条約にサインをしました。ちなみに第 6 軍司令部というのは、日本の占領を担当していた軍隊です。さらに、旧安保条約にあわせて、日米行政協定が 1952 年 2 月 28 日に、東京の外務省庁舎でひっそりと締結されました。これは行政当局同士のやりとりを決めたもので、条約ではないという理屈で、国会にも協定内容が示されずに締結されました。旧安保条約も行政協定も、このように秘密裏に締結されたのです。

さて、安保条約の条文を確認しますと、旧安保条約 1 条は「アメリカ合衆国の陸軍、空軍および海軍を日本国内およびその付近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、

これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに（中略）外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」と規定し、米軍基地の日本国内への配置に地理的・時間的な限定がまったくありません。

それを踏まえて、日米行政協定 2 条 1 項は、「日本国は合衆国に対し、安全保障条約第 1 条にかかげる目的の遂行に必要な基地の使用を許すことに同意する」となっています。ここで「目的の遂行」という場合の「目的」とは何か。旧安保条約第 1 条のなかの「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与する」のが目的です。「極東における国際平和と安全の維持」が主目的で、「日本の安全」というのは、あくまでも従たるものという位置づけです。だから「極東の安全」のために米軍基地は使えるし、朝鮮戦争についても使えますということになっています。

これだけでも、別に法律の条文に詳しくなくても、本当にひどい条文だということがわかります。さらにひどいのは、日米行政協定 3 条 1 項に「合衆国は、基地内において、それらの設定、使用、運営、防衛または管理のため必要なまたは適当な権利、権力および権能を有する」とあり、基地内では合衆国は何をしてもいいですよ、無制限の権力を持ちます、となっています。日本は基地内で何が行なわれても文句は言えないということです。これが恐ろしいのは、基地の外で米兵が何か問題を起こしても基地内に逃げ込めば日本は何も言えないという点です。日本が、その米兵は殺人犯の疑いがあるからという理由で逮捕しようとしても逮捕できません。そして、それが今も続いています。こんな治外法権を許す国というのは、おそらく世界を見渡しても日本ぐらいだと思います。これが国会で審

議されたら、当時はさすがに大問題になったと思います。いまでも大問題になるべき話ですが、何の限定もない協定を米軍に認めるということを、国民の目から見えない所で締結したことが恐ろしいわけです。

これが新安保条約にも引き継がれています。新安保条約第 6 条には「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において基地を使用することを許される（略）」とあり、ここでも基地使用の場所や期間についての限定がまったくありません。結局、旧安保条約第 1 条と同じ条項が新安保条約でも維持されました。行政協定は日米地位協定に変わりましたが、日米地位協定 2 条 1 項は変わらず、「合衆国は、日米安保条約 6 条の規程に基づき、日本国内の基地の使用を許される（略）」という条項で、まったく限定がありません。

新安保条約締結が議論になっていたころ、何のために新安保条約を締結するのかについては、米軍が日本を守ってくれるというのは旧安保条約でははっきりしていなかったもので、新安保条約では米軍が日本を守るということを明確にしたと、日本政府は説明し、マスコミも日本政府と同じことを言っていました。しかし、それが本当なのかというのが、これからのお話です。

そのためには、バンデンバーグ決議（1948 年米国上院で可決）を知っておく必要があります。それには「他国との安全保障条約は継続的かつ効果的な自助と相互援助に基づくものでなければならない」とあります。何を言っているかということ、お互いに守り合う相互援助でないとかだめよと言っているわけです。そうすると、日本は当然その当時は集団的自衛権行使ができないので、一見するとバンデンバーグ決議に反することになります。

では、米国はバンデンバーグ決議に反した新安保条約を締結したのか、ということが問題になります。新安保条約はバンデンバーグ決議に反しないというのが米国側の解釈です。なぜかという、新安保条約第 3 条には、「締約国は、個別的及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」と書かれています。3 条の前半はバンデンバーグ決議をなぞっているのですが、後半の部分が問題です。後半の「憲法上の規定に従う」というのはどういう意味かをみるためには、新安保条約第 5 条を見る必要があります。5 条は「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」という条文になっています。これを米国側から見るとどうなるかというと、米国は武力攻撃する際にも上院・下院の決議が必要です。大統領が勝手に武力攻撃するという仕組みには憲法上なっていません。すると米軍は米軍基地が攻撃されれば、これは米軍にたいする攻撃ですから自分で反撃します。だが、仮に米軍基地以外の日本が攻撃されても、上下院が武力行使はだめですよと言ったら武力行使はできないわけです。たとえば尖閣列島が取られても、上下院がそんなちっぽけな島のために米軍を出動させられないと言ったら、米軍は何の武力攻撃もしないということになります。

この条文が通常の相互防衛条約の条文と違うのは、北大西洋 (NATO) 条約をみればわかります。NATO 条約は集団的自衛権の行使を定めた相互防衛条約です。その第 5 条は「必要な行動 (兵力の使用を含む) を (略) ただちにとる」

となっています。これは NATO 加盟国のどこかが攻撃されたら、米国はその国の防衛のためにすぐ武力行使をするということです。あらかじめ NATO 条約を結ぶことによって、米国の憲法上の規定をクリアしているわけです。ところが新安保条約は、憲法上の規定に従いますという条項を挿入することによって、武力行使がただちにできないことになっています。

結局、米国は議会が認めた場合にのみ、軍事行動をとると新安保条約上宣言しているにすぎないわけです。条文がそういう仕組みになっているのです。旧安保条約と新安保条約に違いはなく、米軍は日本防衛義務を負っていないというのが、条約を素直に読むかぎりの解釈です。だから米軍が日本防衛義務を負っていると言うのは、壮大なペテンです。日本政府がそう言っている、条文はそうになっていないし、米国も日本を防衛するとは一言も言っていません。結局、米軍基地を提供するかわりに日本を防衛してもらっているというのは、幻想です。

さらにもっとひどい条文があります。日本は自衛隊を維持・強化する義務を負うというものです。もう一度、新安保条約第 3 条を見ていただきたいのですが、「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、維持し発展させる」と書かれています。米軍は日本を守ってくれないのですが、自衛隊は装備を充実させて、武力攻撃があったらすぐ反撃できる能力を自分の費用で負担しなさいという条文になっています。要するに、自分の身は自分で守れということです。だから外務省や防衛庁 (省) は、自衛隊を年々強化するのが条約上の義務なのだという理屈で、軍備の増強を行なっています。

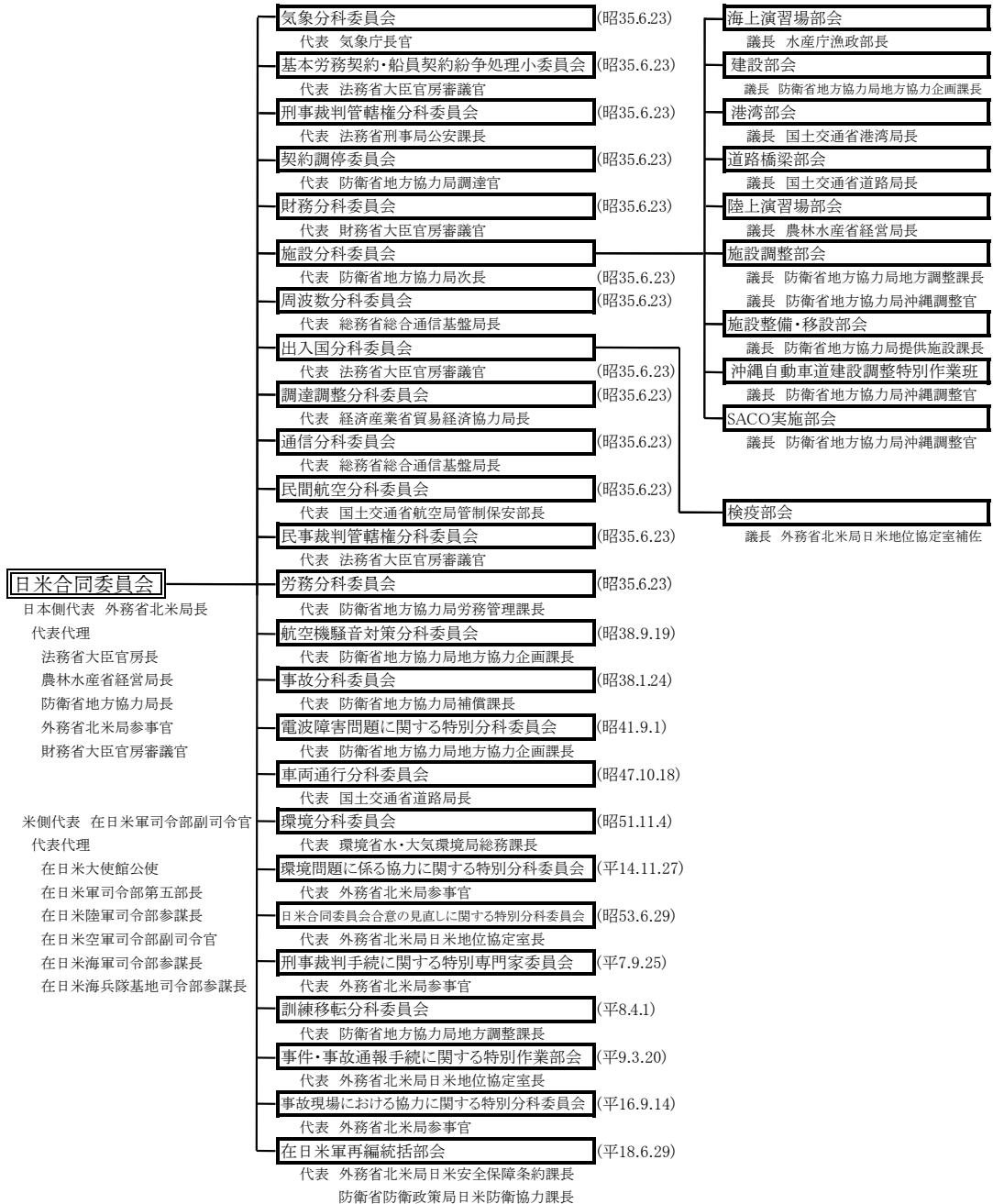
これをより具体化しているのが、日米合同委員会 (次頁の表参照) という存在です。

日米合同委員会組織図

平成24年2月現在

()は設置年月日

* 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



表を見ていただければ分かるように、あらゆる事項について日米合同委員会があります。では日米合同委員会は何をする所かというところ、日米地位協定第 25 条にもとづいて、①米軍基地の提供・返還に関する事項、②地位協定の運用に関する事項について、日米の担当者が協議する組織とされています。日本側の代表は外務省の北米局長、米国側は在日米軍副司令官がでています。議事内容はまったく公表されていず、実際には、密室において米国に都合のよい秘密合意が作られていると考えられています。おそらく、西山太吉記者が暴いた沖縄返還密約も、この合同委員会内で作られたと考えられます。

4. 憲法 9 条下での自衛隊と米軍

次に、いま話した条約上の義務を日本が負ったということ、何が行なわれてきたかを歴史的に見ていきます。最初、特に見ておきたいのは「戦力」についてです。そもそも 1950 年 7 月 8 日にマッカーサー最高司令官が創設を指示した警察予備隊(1950 年)とか、保安隊(1952 年 8 月 1 日)や自衛隊(1954 年 7 月 1 日)は、一見すると「戦力」に該当すると考えられますが、1952 年 11 月 25 日に政府は、次のような理由で「戦力」には当たらないと言っています。

- ①憲法 9 条 2 項の「戦力」は、近代戦争に役立つ程度の装備、編成を具えるものである。
- ②憲法 9 条 2 項の「陸海空軍」は、戦争目的のために装備編成された組織体をいう。
- ③「戦力」とは人的、物的に組織化された総合力で、兵器そのものは「戦力」ではない。
- ④保安隊は、組織目的と装備編成から、近代戦争遂行能力がないから「戦力」に当たらない。
- ⑤駐留米軍は、憲法 9 条とは無関係である。9 条が禁止しているのは、あくまでも自分の国の軍隊であって、外国の軍隊は規制し

ていない。

だから保安隊を作っても問題はなく、憲法 9 条違反にならないという理屈をこねくりしました。ただこれが詭弁そのものであることは、その後の歴史が証明しています。ここでは、「戦力」に関する 1952 年 11 月 25 日の政府統一見解が、こういうものであったということを頭に入れておいてください。

その後の経過については、司法の歴史を踏まえてお話していきます。つまり新旧安保条約の締結と日米地位協定によって、日本の行政と国会は、米国、米軍に対し何の文句も言えなくなったので、残るは司法しか文句の言える所がなくなったわけです。

さて、1955 年 5 月 8 日に砂川町基地反対闘争が開始されます。砂川事件がどのような事件か説明します。立川市に米軍の立川基地があり、そこにジェット戦闘機が離着陸できるように飛行場を拡張しようとしていました。そのため、砂川町の人たちが基地拡張に反対する闘争に立ち上がりました。そして、住民のデモ隊が、測量阻止のため、立川基地の立ち入り禁止の柵を壊し、基地内に数メートル入ったとして、刑事特別法違反の罪で起訴されました。その裁判で、安保条約や米軍の駐留が憲法 9 条違反ではないかと争われ、1959 年 3 月 30 日に東京地裁で「安保条約は違憲」という伊達判決(1959 年 3 月 30 日)が言い渡されました。ところが、同年の 12 月 16 日に砂川事件の最高裁判決が出て、翌年の 1 月 19 日には新安保条約の調印が行なわれました。

一連の経過をふまえて、砂川事件とは何だったのかを考えてみます。伊達判決は、駐留米軍も憲法 9 条 2 項の戦力に該当するので、刑事特別法は違憲であると判断しました。その後、検察は、駐日米国大使から、翌年に新安保条約の調印が迫っているのではやく決着すべきだと言

われ、控訴をとばして最高裁に跳躍上告をしました。さらに重大なのは、当時の田中耕太郎最高裁長官が、最高裁での評議内容をマッカーサー駐日米国大使（マッカーサー元帥の甥）に報告し、米国の希望どおりの判決が言い渡されたことです。

最高裁判決の内容は、駐留米軍は憲法 9 条 2 項の「戦力」に該当せずとし、さらに旧安保条約は司法審査の範囲外であるという、いわゆる統治行為論の立場をとりました。結局、これによって安保条約は本当に治外法権になってしまいました。行政も国会も裁判所も安保条約について何も言いません、ということが、このとき確定してしまったわけです。それ以降、裁判所でも安保条約の違憲性を問えなくなったので、砂川最高裁大法廷判決によって、安保条約の治外法権化、憲法よりも上位にあるということが完成しました。

その後の歴史はどうなったのでしょうか。1965 年 2 月 7 日に米軍が北ベトナムへの北爆を開始し、同年 2 月 10 日には自衛隊の三矢作戦研究が発覚します。米軍と一緒に集団的自衛権行使をするという研究が、この時点から始まっていたのです。そして 1967 年 3 月 29 日には、恵庭事件判決がありました。恵庭事件は、恵庭基地の近くで酪農を営む兄弟が基地に侵入して通信回線を切断し、自衛隊法第 121 条違反に問われた事件です。判決では、刑事事件としては通信回線が「防衛の用に供するもの」にはあたらないとして無罪となりましたが、自衛隊についての憲法判断は回避されました。

そして 1972 年 5 月 15 日に沖縄が「本土」に復帰したあと、長沼ナイキ基地訴訟がおきます。これは自衛隊のミサイル基地建設のために行う保安林指定解除措置の取り消しをもとめた訴訟で、自衛隊が憲法 9 条違反かどうか正面から問われた裁判です。一審の福島判決（1973

年 9 月 7 日）は、自衛隊は憲法 9 条 2 項違反であり、住民の平和的生存権を認定して保安林指定解除措置を取り消しました。ただし控訴審では判決がひっくりかえされて、自衛隊は合憲ということになりました。

以上の歴史から分かるとおり、少なくとも日本の住民は、米軍も自衛隊も憲法 9 条違反だとして戦後直後から今日まで闘いを続けてきました。それを司法も国会も内閣も押さえつけてきたのです。

その後の歴史のたどると、1978 年 11 月 27 日に日米防衛協力指針が決定され、自衛隊と米軍と一緒に武力行使する場面を想定したガイドラインが定められました。1980 年 2 月 26 日には、米軍の環太平洋合同演習に自衛隊が初参加し、1983 年 1 月 14 日には、政府は米国への武器技術供与を決定しています。そして 1986 年 12 月には、防衛費が GNP 1 % を突破し、1987 年 1 月 30 日に米軍思いやり予算のための協定が調印されます。このように米軍と自衛隊の一体化が着々と進められてきました。

一方で、世界的に激動がおきます。ベルリンの壁崩壊（1989 年 11 月 9 月）、イラクのクウェートへ侵攻（1990 年 8 月 2 日）がおきます。これによって 1990 年 10 月 12 日には「国連平和協力法案」が提出されましたが、廃案となります。その後、日本は、多国籍軍に 90 億ドル支援を決定し、ペルシャ湾への掃海艇派遣を決めました。さらにその後に、PKO 協力が成立（1992 年 6 月 15 日）しています。つまりペルシャ湾への掃海艇派遣は、自衛隊法が改正されないまま行なわれました。どういう理屈で派遣したかという、自衛隊法の附則に掃海艇を派遣できるという条文があったのを利用しました。この附則は日本の周辺に機雷があった場合を想定したものでしたが、地理的な制限が明記されていなかったの、政府はそれを逆手

にとってペルシャ湾に派遣したわけです。このような条文の抜け道を探し出すやり方は、不戦条約に反していないと言って侵略戦争を行なった日本帝国のやり方と同じといえます。

そして初めて PKO 協力法を使って自衛隊を海外に派遣したのが、1992 年 9 月 17 日のカンボジアへの派遣です。

その後の歴史をたどると、1997 年 4 月 23 日には、ガイドラインが改訂され、有事を想定した日米新防衛指針になります。そして 1999 年 5 月 24 日に周辺事態法が成立して、1999 年 11 月 19 日に東ティモールへ自衛隊が派遣されます。このように歴史を振り返ってみると、有事法制がどのように整備されてきたのかが分かります。

まず PKO 協力法は、自衛隊が武器を持って海外で活動することを可能にすることを狙ったものでした。それまでは自衛官が外交官として在外公館や大使館に行くことはあっても、武器をもっていくことは許されていませんでした。ところが PKO 協力法によって、武器をもって外国に行くことが認められるようになりました。かつ、当初は護身用だという理屈でピストル程度のものしか持ち運べなかったのですが、いまでは、護身用という名目は変わっていませんが、対戦車ロケット砲など、これが護身用かという武器を堂々と持ち出しています。これは「小さく生んで大きく育てる」典型と言えます。

次に、周辺事態法は、自衛隊が米軍の後方支援活動を行うことを可能にすることを狙ったものでした。この当時は、自衛隊が外国に行って米軍の後方支援を担うことまでは想定されていませんでした。想定はいわゆる朝鮮有事で、実際、クリントン大統領の時代に北朝鮮との戦争の危険が高まった時期がありました。そのときクリントンが北朝鮮との戦争を断念したのは、当時、周辺事態法がないために米軍が自衛隊に

後方支援活動を要求しても、応えられませんでした。なったからです。それでは困るということで、アメリカの要求で周辺事態法が制定されました。今のところ幸い朝鮮有事がないために、周辺事態法が活躍するという場面はないですが、常にそういうことが起こるリスクがあるということです。

次に、2000 年代で注目すべきは、テロ対策特措法（2001 年 10 月 29 日）の成立と、それにもとづく海上自衛隊のインド洋への派遣（2001 年 11 月 9 日）、さらに米英軍のイラク攻撃（2003 年 3 月 20 日）のあとに武力攻撃事態法等（2003 年 6 月 6 日）が成立し、それを受けてイラク復興支援特別措置法（2003 年 7 月 26 日）が成立し、2004 年 1 月 9 日に自衛隊がイラクへ派遣されたことです。そして 2004 年 6 月 14 日には国民保護法等の有事関連法が成立し、2005 年 10 月 29 日に日米安全保障協議委員会（2+2）が「日米同盟：未来のための変革と再編」「再編実施のための日米ロードマップ」を発表します。

武力攻撃事態法や国民保護法等の狙いは、自衛隊が行う米軍等への後方支援活動に、国民、自治体、民間企業等を罰則付きで強制的に協力させることを可能にすることにあります。いわゆる総力戦的な、昔の国民総動員法的なことを可能にしたのが、武力攻撃事態法と国民保護法です。そして、日米安全保障協議委員会「2+2」の狙いは、集団的自衛権行使をより実質化するために、米軍と自衛隊の統合運用を可能にすることにあります。統合運用といっても、実態は米軍が自衛隊を指揮するという内容でしかありません。つまり米軍の一部隊として自衛隊が行動するというので、事態はここまですすんでいます。植民地の軍隊ではあるまいし、自衛隊は理屈でいえば日本を守るためにつくられた軍隊ですが、それが米軍の一部隊になってしまっ

ているわけです。もちろん、米軍がいきなり自衛隊をイラクやアフガニスタンなどの激戦地に連れて行って前線で使うとは思いません。でも後方支援部隊として危険な兵站活動、輸送業務を肩代わりさせるということは、当然考えているでしょう。

こういう流れに対して、民衆の側は何もしなかったのかというと、そうではありません。2008 年 4 月 17 日にイラク訴訟名古屋高裁判決があり、自衛隊のイラク派遣は憲法 9 条 1 項に違反するという、違憲判決が出されました。それがあったから、2008 年 12 月にはイラクから航空自衛隊が撤収しています。

しかし、その後も、2011 年 12 月 27 日に武器輸出三原則が緩和されて、米国に武器を輸出することも可能になりました。さらに 2012 年 3 月 26 日には、自衛隊と米軍司令部の統合運用が開始されました。そして 2012 年 12 月 26 日に、第 2 次安倍内閣が発足します。民衆の闘いは続いているのですが、一方で、自衛隊を米軍と一体化させて武力行使できるようにしようという動きも続いています。

ここで、名古屋高裁判決の意義を確認しておきます。自衛隊のイラク派遣は憲法 9 条 1 項違反であり、9 条 2 項違反としたわけではないという点が重要です。その理由として判決は、次のように指摘しています。

①イラクでは、多数の武装勢力が、米軍と戦闘行為を行っており、「国際的な武力紛争」が起きている。自衛隊が活動している場所も「戦闘地域」である。

②自衛隊の実際の活動は、米軍の兵員輸送等であり、「軍事上の後方支援」であるから、武力行使と一体化した行動である。

今の裁判所のなかでも、後方支援活動は武力行使と一体化した活動であって、憲法 9 条 1 項によって許されないと宣言する良心的な裁判官

が、今もいるということです。

その後、2014 年 7 月 1 日には、集団的自衛権容認の閣議決定がなされました。その前には、国家安全保障会議設置法（2013 年 11 月 27 日）や特定秘密保護法（2013 年 12 月 6 日）が成立しています。このようにして現在に至っているわけですが、1950 年代の自衛隊発足からみると相当遠くまで来てしまったということが、これまでの歴史の流れから皆さんも実感できるのではないかと思います。もちろん民衆の抵抗が脈々と続いてきた歴史でもあるのですが、それでも憲法 9 条、日本国憲法の命が今まさしく風前の灯とされようとしている現状にあるといえます。

念のために、ここで 2014 年 6 月までの自衛隊についての政府解釈について振り返っておきます。政府は、9 条の解釈ではなく憲法全体を解釈するという立場で、我が国に対する侵略があった場合、何もしていないことは認められない、憲法には平和的生存権もあるし、幸福追求権も 13 条で定めているので、自衛の措置であれば武力行使も憲法は禁止していないし、そのための実力部隊である自衛隊は合憲であると解釈しています。

そうすると自衛権行使の 3 要件が、次のように定められます。①わが国に対する「急迫不正の侵害」があること、逆に言うと自国が侵略されていない場合、武力行使はできないことになります。②これを排除するために他に適当な方法がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

ここで必要最小限度というのは地理的な限界をいいます。要するに他国の領土・領海・領空では武力行使できないということで、これは明解な要件といえます。ところが、2014 年 7 月の集団的自衛権容認の閣議決定は、集団的自衛権も集団的安全保障も両方認める内容です。こ

れまでは、どちらも憲法上認められないとされていた。なぜかという、どちらも自国に対する「急迫不正の侵害」、侵略がなくても武力行使をすることになるからです。また、イラクに行って武力行使をするのは、他国の領土・領海・領空での武力行使になるから、必要最低限度でもないことになります。

ところが、今度の閣議決定はそれを認めてしまったので、歯止めがないわけです。菅内閣官房長官は、今回の解釈改憲は立憲主義の否定ではないのかと問われたら、「今回の閣議決定は、合理的な解釈の限界をこえるいわゆる解釈改憲ではありません。これまでの政府見解の基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果であり、立憲主義に反するものではありません」と答えています。

しかし今回の解釈は、集団的自衛権も集団安全保障としての武力行使も認めるものになっています。そして、それ以上の武力行使が認められる国はありません。それを超える武力行使というのは、自分の国単独で他国を侵略する権利となり、それを認める国は世界中探してもないからです。結局、集団的自衛権も集団安全保障としての武力行使も認められる国家は、憲法 9 条をもっていない国家です。憲法 9 条をもっている日本が集団的自衛権も集団安全保障としての武力行使も可能であるとするなら、それは憲法 9 条がないのと同じです。ですから、今回の政府の見解は、合理的な解釈の限界を超える解釈改憲として許されないのです。

5. 憲法クーデタを許さないために

戦後 70 年を経て、集団的自衛権等を容認する閣議決定によって、憲法 9 条はほぼ空洞化されようとしています。歴史を振り返ってみて分かるとおり、新旧安保条約、日米地位協定が、憲法より上位に位置づけられてきました。それ

を国会、内閣、最高裁が追認してきたのが戦後 70 年の歴史です。そうすると、もう国会とか内閣とか裁判所に期待するわけにはいきません。もちろん、一部の裁判官には期待できますが、最終的には最高裁が安保条約については判断しないと言っている以上、あまり期待することはできません。

そうであれば、民衆が闘うしかありません。もちろん、今の状況で、闘う民衆がすぐに国会で多数派を取るということにはならないでしょう。しかし、少なくとも抗議の声を上げ続け、憲法クーデタに対して抵抗することが求められている状況です。憲法 9 条が改訂されていないのに、なきものにされかかっているという状況は、ある意味ではナチスのやり方よりひどいといえます。それが正しいというわけではありませんが、少なくとも、ナチスとヒトラーは、全権委任法を国会で制定してワイマール憲法を停止させるという手順を踏み、形式を尊重したわけでした。

ところが、安倍首相は、そのような手順さえも踏もうとせず、俺が決めたからいいんだという理由で、集団的自衛権等の行使を認める閣議決定をしました。憲法に縛られるべき存在であるという権力者としての自覚をまったく失っていると思えます。ただし、安倍首相一人の個性の問題ではなくて、戦後 70 年間かけて憲法が空洞化されてきた結果として、安倍首相のような存在が出てきたという点は考えなくてはなりません。

だからこそ、このような事態に対して、どう闘っていくのかが今問われています。憲法 12 条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」とあります。一般的に国民に義務はありませんが、ただ一つ、人権を守るために抵抗することは国民の義務です。最後

にこの点を強調して、私の話を終わります。ご
静聴ありがとうございました。

「農協改革」で明らかになったこと

屋敷 紘 美 (元農協職員)

はじめに

「農協改革」の中身やその政治的意味を調べるために、書店で関連図書を渉猟してもほとんど目にふれるものがない。「特定秘密保護法」や「憲法・集団的自衛権」関連の書籍は、賛否両論溢れるほどの量が出版されているのに、これは何を意味しているのだろうか。また、世上でもほとんど話題になっているようには見えない。改革案に反対していた全国農協中央会(以下全中)は早々に屈服し、条件闘争に転換した。全国の系統農協の腰も重そうだ。世論調査でも半数以上は「改革」に賛成である。主たる原因はこれまでの農協の閉鎖性によるだろう。また農業者は、多くの国民との間に生産者と消費者という悩ましい関係性を持つ。消費者側からすれば「安くなるなら」という感情も否定できない。

しかし、ことはそれほど軽々に沈黙を決め込む改革内容ではない。なぜなら「農協改革案」は、安倍政権の中心的政策である TPP 妥結に向けた前作業の意味をも持つからだ。TPP は農業分野に限って云えば、北海道を中心に日本農業を全的崩壊に導く一里塚である。また ISDS 条項(投資家対国家間の紛争解決条項)は国家の主権を蔑ろにして、農業政策の自主性をも損なう危険性がある。

もう一つは、アベノミクスの第三の矢などと称される「成長戦略」の規制緩和の象徴の意味を持たされていることである。系統農協の結束と戦後の保護農政に守られて、これまでは新自由主義的な市場経済の競争から一定程度は免れてきた。政権の言うところの「岩盤規制」である。TPP 妥結をアメリカと合意している政権

にとって、今一番の「岩盤」は「物言う農協」であろう。三つ目は協同組合への攻撃である。

1. そもそも JA とはなにか

JA は「日本」「農業協同組合」の略称である。JF が「日本」「漁業協同組合」の略称であるように、ともに職能組合的な性格を持っているために一般にその事業内容が広く知られているわけではない。まずその点を簡単に説明しておこう。

農協は全国 3 段階に組織されている。「全国連」「県連」「単協」と呼ばれている。総称して系統農協と呼ぶ。全国連には JA 全国中央会(営農指導、生活指導、監査、経営指導などを担当)、JA 全農(農産物の委託販売、農業・生活資材の購買などを担当*注)、農林中央金庫(全信連いわゆる JA バンク—貯金=信用・貸し付けなどを担当)、JA 全共連(保険=共済事業を担当)、JA 全厚連(医療・福祉を担当 cf. 若月俊一氏の名と共に知られる長野・佐久総合病院は長野厚生連の事業)これらを総称して「JA 5 連」と通称している。又これらすべての事業を行う農協は総合農協と称されている。

県域でもこれらの事業連が組織されている。たとえば福井県中央会のように、但しこれまでに多くの県連が全国連に統合されてきている(福井県では経済連はいまだ統合されていない)。これらの各連合会は「会長職」を 1 人にしてその統一性を保っている。「農協 5 連会長」と通称されている。現在都道府県レベルでは JA 中央会が 47、JA 経済連が 8 (従って福井県はこれの中に含まれている)、JA 信連が 33、JA 厚生

連が 34 団体、共済事業は全国連に統合済みである。

更に単位農協は全国に 694 組合、組合員は正組合員が 461 万人、准組合員が 536 万人である。福井県では組合数は 12 組合、正組合員 51,996 人、准組合員 59,042 人が加入している (2014 年末現在)。

JA はその設立の経緯からして、農村地域の生活を全的にフォローする組織としての性格を持ってきた。従って、農村地域の非農家は、准組合員として JA の事業を利用することが認められてきた。但し、准組合員に経営参加権はなく、出資配当、利用高配当は受けられるが、利用することによる正組合員並みの権利＝剰余金配当はない。農村の都市化や高齢化によって、離農者が准組合員に転じたり、新しく農村地域に居住する者が准組合員として JA の事業を利用するようになって、正・准の比率が逆転しているのが現況である。JA は農地を一定程度所有していないと正組合員になれないし、農業に従事していないと農地の取得はできない仕組みになっている。これ等が正組合員の劇的減少を招いているのも事実である。

＊注 JA は資材等を組合員に売る事業を「購買事業」と称している。組合員側からすると「資材を買う」からである。ついでに言う了一般企業の「利益」は協同組合では「剰余金」である。

2. 農協法改定（農協改革）閣議決定までの経過

ここでまず農協法改定（農協改革）の閣議決定までの経過を、年表的にみておこう。

2014 年 12 月 15 日 安倍首相記者会見

「農業、医療、エネルギーといった分野で大胆な規制改革を断行し、成長戦略を力強く前に進めていく。」(12 月 19 日付け『朝

日新聞』)

2015 年 1 月 11 日 佐賀県知事選挙で自公候補敗北

農協改革に反対する地元農協を中心に擁立した候補が 4 万票近い大差で勝利。

2015 年 1 月 16 日 安倍首相の発言

「このままでは農業が衰退する。中央会は協役に徹していただきたい。」

2015 年 1 月 17 日 稲田朋美政調会長、福井県で農協組合長などと意見交換

前年末の総選挙で、自民党候補を推薦しなかった県内組合長の説得を試みたといわれる。

2015 年 1 月 20 日 自民党本部で「農協改革等法案検討 PT (プロジェクト・チーム)」の初会合

選挙に逆風、農業と経済の世界を一緒にしていいのか、地域が競争一辺倒になるなどの反対意見が出る。

この時の改革案は

- ① 全国中央会の一般社団法人化、監査・指導権限の廃止。
- ② 全農（農産物の販売・肥料農薬など資材の購買を担当）の株式会社化。
- ③ 単位農協の職能組合への移行。
- ④ 金融事業の分離と農林中金への移行。

この PT での全中萬歳会長の発言

「農協の特性をふまえた中央会の監査を維持することは、自立した農協を支える点から必要。」

萬歳発言の背景

農協法では全中に指導・監査権が与えられている。一般の金融機関は公認会計士の監査を受けるが、農協の場合は国家資格を持つ「農協監査士」（全中主催）が行う。たとえば、福井県では福井県中央会の監査士が各単協の監査を行っている。ちなみに

単協にも「農協監査士」の資格を持った職員がいて、監査部門を常設して内部監査を行っている。この時、監査担当理事（正組合員）も参画する。中央会の監査では経営指導を含む「業務監査」を同時に行う。金融だけでなく、共済（保険）販売、購買など農協経営全般の監査である。萬歳会長の言っている「農協の特性を踏まえた中央会の監査」の謂いである。

それに対する安倍首相らの言い分は

「組織内での監査・経営指導では閉鎖的で、画一的な経営指導が単協の創意工夫と特徴ある農協の輩出を妨げる。」

「中央集権的な中央会を地方分権的な組織にする。」（稲田朋美政調会長の講演での発言）

2015 年 1 月 22 日 自民党 PT

20 日の PT で批判が相次いだこともあって、官邸は改革支持派の議員を動員（140 名）、全中の幹部と激論となる。

2015 年 1 月 28 日 自民党 PT

議員の質問：全中の監査が農協の経営を縛った具体例はあるのか。

農水省：なかなかそういう役所の集計はない。

筆者の経験から言って、もし中央会の経営指導で単協の事業にクレームがついたり、中止を勧告されたりしたとしても、単協は計画を修正することはあっても完全に取りやめることはありえない。決定は組合員の代表である理事会が判断するからである。もし中央会にそれほどの権限があるとすれば、今全国で新自由主義流の農協ともてはやされている JA 越前武生は存在しなかっただろう。筆者からすれば、むしろ彼の農協の会計監査（米の独自販売に係る回収不能金）こそ中央会の役目であろう。

2015 年 2 月 9 日 自民公明両党と全中が「農

協改革」で合意

合意内容

- ① 全中から監査部門を分離。農協は公認会計士監査に。
- ② 全中の監査部門は全中から完全に独立し、新監査法人へ移行する。
- ③ 各農協は監査法人を選択できる。
- ④ 全中は 2019 年 3 月末までに一般社団法人に移行し、グループの総合調整などを行う。
- ⑤ 都道府県中央会は農協法上の連合会として残す。
- ⑥ 准組合員制度は当面現状維持。5 年間、利用状況などを調べたうえで決定。

萬歳会長は「まさに大変革だが、決断させてもらった」とコメント。

新聞報道によると、全中は最後に「全中の社団法人化」か「准組合員制度縮減」かの二者択一を迫られ、前者を選択せざるを得なかったという。背景には、全中の役員といえども各単協の組合長で構成されている事実がある。すでに信用・共済事業が准組合員で支えられている足元を掘り崩すような決断はできなかったという。裏を返せば、それほど斯様に全中の立場は、政府が「心配」するほど強くはなかったと言う事だろう。ではなぜ安倍政権は「全中の解体」に固執したのか。

3. 全中解体の背後にあるもの

そもそも政府は農協をどう変えようとしているか。

1989 年から 1990 年にかけて日米構造協議の中で、アメリカは日本の金融市場への進出を狙って郵政民営化、JA 共済等の開放に圧力をかけてきた。周知のように、2005 年第 3 次小泉内閣は郵政民営化を行った。簡易保険と郵便貯金をアメリカに向けに開放するために、小泉

首相とブッシュ米大統領との「蜜月」が成し遂げた暴挙である。「農協改革」はこの延長線上にある。安倍首相の 4 月 26 日の訪米は、「TPP」「日米ガイドライン」「集団的自衛権行使容認と関連法制」「辺野古新基地へ不転の決意」と共に、「農協改革」もアメリカへの従属を誓うための屈辱的な旅であることは誰に目にも明らかであろう。

2014 年 5 月、在日米商工会議所 (ACCJ) は、「JA グループは日本の農業を強化し、かつ日本の経済成長に資する形で組織改革を行うべき」という、長い表題の意見書を今年 5 月までの期限付きで公表した。

その中で JA グループの金融事業を取り上げて、一定限度の員外利用が認められていること、准組合員制度があること、JA グループに独占禁止法の適用が除外されていることを指摘したうえで、「JA グループの金融事業を金融庁規制下にある金融機関と同等の規制下に置くよう要請する」のだが、「金融庁規制下」とは公認会計検査士監査と同義である。さらに日本政府に対して「JA グループの金融事業への優遇措置は、政府が日本の金融・資本市場の健全な育成を促進する能力を損ない、金融改革の下でこれまで達成した成果を脅かすことになる」と脅迫まがいの「提言」をしている。この脅迫に応えるように、安倍首相は「世界でいちばん企業が活躍しやすい国」を目指すと言うのだ。また意見書では「JA グループは本来の使命に専念し、農業を成長分野に発展させることに貢献すべき」としているが、これも安倍政権の農業・農協改革の基本方針―「強い農業をつくるため」と「農家の所得を増やすため」に全中や全農を単協から切り離し、総合農協としての単位農協から各種事業を切り離して農業専門農協（職能組合）へと衣替えしようという方向と一致するものである。

報告書は、結論として「日本政府および規制改革会議と緊密に連携し、成功に向けてプロセス全体を通じて支援を行う準備を整えている」と述べている。彼らの「支援」がどのようなものかは、歴史的に明らかになっていることである。

さて、これらのアメリカの意向に沿う形で、2002 年から規制改革会議で「農協改革」が検討されてきた。

2002 年 総合規制改革会議

- ・金融事業の見直し
- ・独禁法など公正な競争条件の確保

2005 年 規制改革・民間開放推進会議

- ・全中監査の第三者性の強化

2007 年 規制改革会議

- ・金融庁検査の実施
- ・全中監査の質の向上

2010 年 規制制度改革委員会

- ・独禁法適用除外の見直し
- ・公認会計士監査の実施
- ・信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的縮減

2014 年 5 月・11 月 規制改革会議・農業ワーキング・グループの意見

- ・准組合員の利用量規制の導入
- ・全農の株式会社化
- ・中央会の一般社団法人化

この経過を辿れば、2014 年 5 月から今年 5 月まで有効とした ACCJ の提言が、規制改革会議の審議と軌を一にしていること、有効期限がなぜか今年 5 月とされていることは、アメリカ側が日本政府の「農協改革」に期限を設定して実施を迫ったと読めないこともない。

2015 年 1 月 20 日に開催された自民党法案 PT に提出された資料「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」の内容は、以下のとおりである。

① 金融市場の開放―信用共済事業の農協本

体からの分離

- ② 企業の農業分野への参入—全農の株式会社化による独禁法適用除外の廃止と農業委員会の農業者による選挙制から自治体首長の任命制への転換
- ③ JA グループの結集力・経営基盤の弱体化—全中の系統からの分離と監査機能の廃止

それは 1989 年来の日米構造協議から ACCJ の提言と、それを受けての日本側の規制改革関係会議の審議の集大成であったことは明らかである。

先述のように、全中の解体以外は今回見送られたが、5 年の執行猶予期間を経て再度検討ということは、そのころすでに全中に力はなく、全国の農協、農業者の意見集約機関は存在せず、政府の思いのままになることは火を見るより明らかである。

4. TPP 妥結の露払いとして

これまで TPP 交渉は厳重な秘密交渉とされていて、内容は明確ではないが、アメリカでは貿易交渉の権限を持つ議会側に内容の説明を求められており、そこから漏れてきたかどうか確認のしようもないが、これまで明らかになっている内容は次の点である。

米：日本側の提案・・・アメリカ産米の輸入枠を年 5 万トン

アメリカ側の要求・・・年 21 万トン

牛肉：日本側の提案・・・38.5%の関税を 10～15 年かけて 9%に引き下げ

豚肉：日本側の提案・・・高価格帯の関税 (4.3%) は撤廃

低価格帯の関税 (1 キロ 482 円) を 10～15 年で 50 円に

乳製品：日本側の提案・・・低関税・無関税で輸入する枠を拡大

この案で妥協するとして、GATT ウルグアイラウンドでミニマムアクセス米として 77 万トンを輸入している日本の米作は、現在年間約 15 万トンの余剰米を抱えて米価暴落の危機にある。さらにベトナムなどコメの輸出国との今後の交渉で、さらに輸入を義務付けられることになれば、壊滅的な打撃を受けることになるだろう。

これまで農林水産系議員たちによる議会内での強い影響力は、しばしば国会決議として結実してきた。

2013 年 4 月 19 日の衆議院農林水産委員会、4 月 18 日の参議院農林水産委員会での TPP 国会決議の内容は、以下のとおりである。

「米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、除外又は再協議の対象とすること。段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」

「重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、交渉からの脱退も辞さないこと。」

農民連の資料によると、2014 年 12 月の自民党『政策集 2014』もほぼ同じ内容という。この決議から上述の日本側提案がいかに背いているかは明らかである。

1993 年、細川政権時に WTO・ガットウルグアイラウンドでの米の輸入自由化に反対する全中主催の集会に、200 名に及ぶ国会議員が壇上で反対を誓ったにもかかわらず、それが反古になった現場に立ち会った筆者はしかし、この国会議員や、自民党の公約破りに聊かの意外感も持たない。

TPP 交渉に最も強力に反対しているのは、もちろん系統農協である。福井県内の農協の車には、全車に「TPP に反対する」のステッカーが張り付けてある。2014 年末の衆議院選挙では、系統農協推薦の候補者には「農協改革は

JA 主導で」という踏絵を踏ませたといわれている。そのことを知った安倍首相が激怒したとも伝えられ、そのことが、安倍首相を「農協改革」への執念に火をつけたともいわれる。何とも低次元の話だ。国会での首相席からのデマにもとづく「ヤジ」など、首相としての資質が問われる。

全国指導機関としての全中の資金源を断ち、存在の法的根拠をなくせば、もはや安倍首相の「農協改革」「TPP 妥結」に異議を唱える勢力は取るに足りないものとなる。

全国中央会は 1954 年、戦後雨後の竹の子のように設立された農協が次々に経営危機に陥ったことを受けて設立された特別認可法人である。職員数は 200 名程度。都道府県中央会が集める賦課金を含めると三百数十億円の財源を持つといわれる。この一部が政治運動に使われていて、政府への圧力になっていると批判されてきた。今回、全中の系統からの分離はその資金源を断つという意味もあるだろう。一方で、これまで農協の政治団体「農政連」がその資金を使って自民党候補を推薦・応援し、強力な支持基盤であったことも歴史的事実だ。筆者が聞いた話では、超大物国会議員が来県して講演を行うと、数百万が系統から支出されるという。勿論証拠があるわけではない。

5. 「戦後レジームの解体」の農業版

安倍政権は戦後レジームの解体を掲げて登場した。その主張するところは、敗戦によってもたらされた憲法の下での戦後民主主義—基本的人権・平和・国民権を、ことごとく破壊して限りなく戦前の価値観で染め上げられた復古体制である。それは 2012 年に公表された自民党の改憲案をみれば明らかである。

今回の「農協改革」は、戦後一貫して政権の農業政策を末端の農民に徹底するための伝達機関として利用してきた、農協系統を解体しよう

とするものである。もはや政権の農業政策施行にとって系統農協は桎梏となっているのだ。なぜなら伝達機関は同時に政権への巨大な圧力機関として、時の政権におおきな影響力を発揮してきた。しかし、今や農業者人口が激減し、すでに集票組織としての役割が小さくなった。今や政府は何ものにも煩わせられずに、改革を実行できる。

今回の「農協改革」ではもう一つ指摘しておかなければならないことがある。協同組合への攻撃である。

アベノミクスの根幹にある新自由主義では、資本主義社会で最も効率的な組織は株式会社である。彼らが農業分野を株式会社に染め上げようとするのは、必然のことかもしれない。林芳正農水相は今回の「農協改革」が「所得向上のため、株式会社化をしやすいもの」と発言している。

協同組合については、1995 年の国際協同組合同盟による次の定義がある。

「共同で所有し、民主的に管理する企業 (enterprise) を通じて共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願望を追及する、人びとの自発的な組織」

日本の協同組合は世界的にも先進的な組織として評価されてきた。もともとは 18 世紀イギリスではじまった産業革命にともなって、経済的、社会的な変化の中で、資本家に搾取された労働者が、共同社会を目指して組織された歴史を持っている。それは次第に利潤中心の社会への疑問へと昇華されていった。従って、資本主義社会にあっては常に思想的にも制度的にも反対勢力であった。現在日本には農協、生活協同組合、医療生活協同組合、など様々な分野で組織されている。アベノミクスでは二重の意味で一反資本主義、競争原理否定＝共同原理＝目障りな存在である。今農協が解体の危機にあって

も他の共同組織は見ても見ぬふりを決め込んでいるが、明日は我が身であることを知らねばならない。

今回は詳しく論じられないが、農業委員会が選挙制から市町村長の任命制に移行させられることも忘れてはならない。戦後の農村の民主改革の中で、農地の売買、転換などの管理を農民の互選によって選ばれた農業委員会で行ってきた。今回、独立行政機関としての「農業委員会」を解体し、農業委員を市町村長の任命制にする。2014 年度からは中間管理機構が稼働、全農地面積の 8 割を「担い手」にあつめる政策が実行されている。企業の農地進出に道を開くのである。この機関で農地の権利移動が審議され、農地利用を企業にも認めることになる。株式会社が農地を所有できるよう「農業生産法人」の要件緩和も行われる。

これ等の施策は農村を人々の共生空間としてではなく、資本主義的農業生産の工場として位置づけすることを意味するだろう。農業は家族経営から企業的経営に席を譲ることになるだろう。

おわりに

『ゆきのした』通巻 482 号に、あわら市の専業農家・吉村嘉貴さんがインタビューに応じているように、農協関係者が今回の「農協改革」や、TPP にどれだけの知識と危機感をもっているのかは、はなはだ心もとないものがある。職員や組合員の代表でもある理事さんが集落座談会で組合員の質問にほとんど答えられないのが現状であろう。筆者の経験からしても肯んずることである。

田代洋一氏を書くように、「農協は『いえ』と『村』の延長にある前近代的な組織」で、高度経済成長期・1955 年体制下では、農協は政権党と『米価と票の取引』をする体制内圧力団

体…とみなされた」。筆者もそう思う。しかし、一方で、実に素朴に協同組合の原則に基づいた組合経営を行ってきたことも、筆者は経験してきた。協同組合に右も左もない。そして、それが維持できたのは全国、都道府県の中央会の発信する「農協の方向性」であったのだ。今回中央会が解体され、それに系統組織が何ほどの抵抗もできない現実を見て、長い間、JA にお世話になった者として暗澹たる想いを禁じ得ない。

参考資料

2014 年末～15 年 4 月までの『朝日新聞』、『しんぶん赤旗』該当記事

田代洋一「農協『改革』政治と市場の暴走を阻む“協同”が解体される」『月刊世界』2015 年 4 月号

首藤信彦「ゾンビ化する TPP の脅威」『月刊世界』2015 年 4 月号

自民党法案 PT 提出資料『農協・農業委員会等に関する改革の推進について』自民党農林水産戦略調査会、公明党農林水産部会等

「福井県 JA グループ改革」（平成 26 年 12 月 17 日）
福井県 JA グループ

福井県農業協同組合中央会編（平成 27 年 1 月）参考資料（資料 No. 6-4）

農文協編『TPP 反対の大義』農文協

『新協同組合とは—そのあゆみとしくみ』財団法人協同組合経営研究所

中村正則他編『年表 昭和・平成史』1926 - 2011、
岩波ブックレット 844

屋敷紘美「「農業・農協改革」を考える—その 1 農家が観る「農業改革」」『ゆきのした』通巻 482 号
(2015・3・25)

(2015 年 4 月 25 日脱稿)

矢内原事件と言論抑圧 —将基面貴巳の『言論抑圧』を読んで—

高 木 秀 男 (日本科学者会議福井支部)

1. はじめに

筆者は学問の自由と科学者の権利および社会的責任という問題に関心があり、戦前戦後に起きた科学者の弾圧事件について、これまでいろいろな論考を書いてきた。前著『近代日本の教育政策と科学技術体制—学問・思想の自由と科学者の社会的責任—(上)(下)』(科学堂)でも、戦前の事件では東京帝大・戸水寛人事件、京都帝大・澤柳政太郎事件、東京帝大・森戸辰男事件、京都帝大・瀧川幸辰事件、美濃部達吉天皇機関説事件、東京帝大・矢内原忠雄事件、東京帝大・河合榮治郎事件などに触れた⁽¹⁾。ただし河合事件の直前に起きた矢内原事件については、よく知られた事実についてごく簡単に触れただけである。

ところが昨年、矢内原事件に関する大変興味深い本が出版された。将基面貴巳の『言論抑圧』がそれである⁽²⁾。この本は新しい観点から矢内原事件を詳細に扱っているのので、この本を参考にしながら言論抑圧がどのような形で行なわれたかを追い、現在非常にひどくなっている安倍ファッショ内閣による言論抑圧の実態に対する警鐘としたい。ただし筆者は将基面氏の見解を全面的に支持しているわけではないので、異論のある点は筆者の考えを補足して述べる。

2. 矢内原事件を新しい観点からみる

将基面貴巳の『言論抑圧』は、最初の序章にこの本の目的を明解に示している。矢内原事件は、当時の新聞報道では矢内原が東京帝大に「迷惑をかけた」という理由で辞職したと報道された。しかし現代の時点では、この事件は矢内原

が言論抑圧の被害者として書かれるのが一般的である。では同時代に生きた人々には、この事件をどう捉えたのであろうか。将基面はマイクロヒストリーの手法を取り入れながらこの事件を詳細に追い、争点となった思想的諸問題をあぶりだすことを試みた。そして次の3点の問題に力点をおいて論究した。

- ①矢内原事件は、なぜ、どのようにして発生したのか。そして、その事件はいかなる出来事として当時の日本社会で理解されたのか、その全体像を歴史的に「復元」する。
- ②なぜ矢内原事件をとりあげるのか。それは戦前・戦中の大学人に対する言論弾圧事件の中で、矢内原事件が特異な位置を占めているからである。これまでの研究はこの事件の一断面しか語っていない。
- ③この本の目的は矢内原事件を詳細に記述することで、生身の人間の政治闘争に肉薄するとともに、そこで焦点となっていた思想的諸問題をあぶりだすことである。具体的には、愛国心の問題、学問の自由と大学の自治の問題であり、当時の人々や大学・出版界が事件をどう認識したかにも注目する。

3. 矢内原事件のきっかけと経緯

さて、矢内原事件のきっかけとなったのは、よく知られているように『中央公論』(1937年9月号)に掲載された論文「国家の理想」の内容が問題とされたことによる。この論文の主旨は、次の冒頭の一節によく表現されている。すなわち「現実国家の行動態度の混迷する時、国家の理想を思い、現実国家の狂する時、理想の

国家を思う。之は現実よりの逃避ではなく、却って現実に対して最も力強い批判的接近を為す為に必要な飛躍である」。矢内原にとって、国家を国家たらしめる根本原理としての理想は、正義であった。ただし、正義とは「国家の製造した原理ではなく」、「反対に、正義が国家をして存在せしむる根本原理である」。国家が正義の内容を決定するのではなく、正義が国家を指導すべきなのである。そしてその「正義」とは国家の命令ではなく、「哲学的直感」または「宗教的啓示」によって判断されなければならないと、矢内原は強調した。

国家の理想としての国内外共通の正義とは、平和であると矢内原は主張する。だが現実の政治では、国家の理想は必ずしも実現していない。ところで政府にとってその政策を遂行する上で望ましいことは、国民の中に反対者がいないことである。そのため政府は批判者を弾圧し、政府の施策を宣伝することに努めることになる。このとき、国民はひとつのジレンマに直面する。国民は国家が決定したことに服従する義務があるが、他方において国家を導くべき理想の達成に努力することもまた国民の義務である。国家の決定が、国家の理想と合致する場合は問題ないが、反する場合はどうするか。矢内原は言う。政府の決定に無条件で従うのではなく、政府の決定が理想に反する場合には、これに異議申し立てをすることこそが「真に愛国的」であると。

矢内原事件で論文「国家の理想」と並んで重要なのは、1937 年 10 月 1 日の藤井武第 7 周年記念講演会における矢内原の講演「神の国」である。キリスト教信者の彼は、当時の日本の状況をキリスト教的観点から批判し、この講演の冒頭において「我が日本、我が日本の理想の告別式でございます」と述べた。矢内原によれば、日本人は国家観念が実に強力である。何事によらず「国のため」と考える。この国家観念

を「神の国」の真理に役立てるにはどうすべきかと矢内原は問う。その答えはただひとつ、日本国民の心の向きを変えて、キリストの福音を信じることである。さもなくば、日本の国家観念が逆に日本国にとって有害となると彼は説いた。

いまや民衆の間での価値判断が逆になっており、不義を正義と呼び、正義を不義と呼ぶ。愛国であることを愛国的でないといい、愛国でないことを愛国的だと言っていると彼は主張し、講演の最後を次のように結んだ。

「今日は、虚為の世において、我々のかくも愛したる日本の国の理想、あるいは理想を失った日本の葬りの席であります。私は怒ることも怒れません。泣くことも泣けません。どうぞ皆さん、もし私の申したことがお解りになったならば、日本の理想を生かすために、ひとまず此の国を葬ってください。」

この論文と講演の内容が矢内原弾圧の口実とされたわけであるが、実際の弾圧の経緯に触れる前に当時の出版界の状況と言論弾圧について見ておきたい。昭和初期において、言論の花形は日刊新聞ではなく総合雑誌であった。なかでも『中央公論』と『改造』は二大総合雑誌として、大きな発行部数と巨大な影響力を有していた。この二誌に続く雑誌が『経済往来』（後の『日本評論』）と『文藝春秋』であった。『婦人公論』の編集長だった嶋中雄作は、1928 年に中央公論社の社長に就任し、まもなくして出版部を創設した。それまで中央公論社は雑誌専門であったが、書籍の刊行も行なうことで経営の多角化を図ったのである。

嶋中は様々な人の多様な意見を参考にするために、毎月 27 日に『中央公論』に寄稿する学者や評論家、小説家らを料亭に招き、自由におしゃべりする会を開いた。この「二七会」の常連には、長谷川如是閑、馬場恒吾、石橋湛山、

清沢^{きよし}湧、徳田秋声、安倍^{よししげ}能成、三木清らがいた。また『婦人公論』の執筆者たちの集まりも企画され、この「十日会」には平塚らいてう、山川菊榮、与謝野晶子、吉屋信子、野上弥生子、市川房枝らが参加した⁽²⁾。

昭和初期の時代は、マルクス主義やプロレタリア文学が隆盛となり、それに伴って言論・出版に対する弾圧が急速に強化されていき、書籍や雑誌の発禁処分も急激に増加していった。それでも日本の知識人たちはまだ社会科学の批判的な態度を完全には失っていない、そうした言論が高い商品価値を維持していたため、出版社も彼らの業績を公にするよう努力していた。岩波書店から『日本資本主義発達史講座』全 7 巻が出版されたのも、そうした出版人の努力があったからである。

しかし、1937 年の日中戦争の勃発を機に、状況は一変したという。中央公論社の編集者であった畑中繁雄は、当局による言論弾圧はより組織的かつ包括的になったとして、その特徴を次のようにまとめている⁽³⁾。

- ①著名言論人の根こそぎ検挙については以前と変わらないが、検挙は編集者にも伸びていった。
- ②当局の監視は、各出版企業の経営内部におよび、編集者や経営首脳部や、やがては読者層にまでおよんでいった。
- ③検挙方針についても、「事後検閲」にあまなげず「事前検閲」を要求し、やがては題目、執筆者の変更から、ついには官製原稿の押し付けや特殊テーマ採択の強要などを通じて、漸次編集権の侵害にまで進んでいった。
- ④当局自ら「好ましくらず」と査定した執筆者の執筆禁止の示達を行ない、それが左翼系執筆者からオールド・リベラリストにまで広げられていった。
- ⑤当局は、用紙割当権をつかって好ましく

ぬ出版社への用紙割当量を削減し、その社の経営縮小を策したのみか、「企業整備」に藉口して業界から消すことも策された。

- ⑥戦争末期には、好ましくぬ出版社（中央公論社や改造社など）に対して直接政治力を発動して、自廃を強要する挙に出た。

出版界や言論人に対して言論弾圧を加えたのは、内閣情報部、内務省警保局、文部省教学局などで、矢内原自身の証言によれば、そのほか彼の言説は特高警察、検事局、憲兵隊、貴族院議員、衆議院議員、民間の右翼思想家から問題視されたという。矢内原事件では直接事件の引き金を引いたのは、文部省教学局である。教学局は、国体の本義に基づいて学校や社会教育団体の思想上の指導と監督を任務とする部局である。1937 年 3 月、『国体の本義』を刊行し、その『解説叢書』や『教学叢書』を刊行することで、広報・宣伝機関の役割も果たした。

『国体の本義』は、国体を中心とする学問研究の新しいあり方を全国的・組織的に普及させることを目的とした出版物であった。この本の内容は全国の高等学校や大学予科などの入学試験に出題され、受験参考書を通じて広く読まれたため、その思想的普及の勢いはまさに燎原の火のごとくであった。

文部省にとって「矢内原問題」とは何だったのか。それは矢内原事件の翌年に発生した、河合榮治郎事件に関連する次の文部省資料の中に見いだされる。「矢内原教授ノ思想内容ニハ著シク（支那）事変遂行ノ障碍トナルモノアリテ之ガ急速ナル処置ヲ必要トシタ」。実は文部省は河合榮治郎に狙いを定め、彼に弾圧を加えることを意図していたのであるが、そこへ目障りになる言論活動をしだしたのが矢内原であった。

文部省が矢内原事件の火付け役になったが、政治家やほかの省庁も矢内原に対する攻撃を同時期に仕掛けている。その攻撃に直接・間接的

に関与した人物は、蓑田胸喜の出していた右翼雑誌『原理日本』の購読者であった。その購読者には、伊東延吉文部次官、菊池武夫貴族院議員、木戸幸一の後を継いだ荒木貞夫文部大臣が含まれていた。事実、『原理日本』の 1937 年 10 月号と 12 月号は、矢内原の著作を糾弾する蓑田の論文「矢内原東大教授の尊厳冒瀆・反軍反戦思想と植民地放棄論の学術的批判」を掲載し、反矢内原のキャンペーンを展開した。

だが実際には、蓑田の矢内原攻撃は 1936 年の初めから始まっていた。蓑田の狂信的な攻撃は罵詈雑言のオンパレードで、まともな人間なら到底読み続けることができないような内容である。おまけに彼の文章には傍点が異常なほど多い。それも標準的な傍点だけでなく、丸印、二重丸、バツ印、三角など沢山の種類を使い分けて使っており、目がチカチカする文章である。

蓑田は三井^{こうし}甲之と原理日本社を創設し、ここを拠点に独自の思想運動の拠点にしたが、彼が一躍脚光をあびるきっかけとなったのは瀧川事件である。瀧川に対して放った批判の矢は、鳩山一郎文相を動かし瀧川を休職に追い込んだ。その後、東京帝国大学の教授を標的に一連の攻撃を行ない、その名を天下に知らしめた。彼が攻撃した知識人は、美濃部達吉を始めとして、河合榮治郎、矢内原忠雄、田中耕太郎、末広^{いず}厳太郎、横田喜三郎、田辺元、三木清、西田幾多郎、津田左右吉、岩波茂雄など多数に及ぶ。

では蓑田は矢内原に対し、なぜどのように攻撃したのであろうか。この点については蓑田があまりにも狂信的な思想家であったため、戦後は忘れ去られ彼の全集や著作集が出版されているが、彼の思想をまともに学問の対象として研究した人は非常に少ない。この点を考慮して将基面貴巳は『言論抑圧』の中で、この問題を少し詳しく説明している。蓑田が公然と矢内原

の攻撃を開始するのは、矢内原が『中央公論』（1936 年 1 月号）に発表した「真理と戦争」である。

蓑田が論文「真理と戦争」をどれだけ深刻に問題視したかは、彼が矢内原事件の直前に発表した著作⁽⁴⁾のタイトルを「真理と戦争」としたことから明らかである。彼は矢内原の展開する論理の中に陣取ってその内側から批判することによって、「真理とは何か」「戦争とは何か」という問題に解答をあたえ、かつ蓑田が考える「究極原理」を明らかにしようとした。将基面は蓑田の多様で拡散的な主張を要約することを試み、その内容を次の 3 点に整理して説明しているが、その詳細については『言論抑圧』を参照されたい。

- ①論文「真理と戦争」で矢内原が「戦争は害悪で、反真理である」と述べていることに、反論している。
- ②キリスト者を自認する矢内原に対し、蓑田は矢内原に「エセ・クリスチャン」というレッテルをはり非難している。
- ③矢内原の「理想主義」に対し、蓑田は「現実主義」でもって非難している。

4. 東京帝国大学経済学部当時の状況と長与又郎総長の動向

次に矢内原事件と学問の自由との関係を考察するためには、東京帝国大学経済学部の当時の状況を見ておく必要がある。1937 年当時の経済学部では、教授間の激しい派閥闘争が行なわれていた。このことが結果的に、大学側が大学の自治を盾に外部や権力からの圧力に対し学問の自由を守ることができず、矢内原を辞職に追い込むことになった。そして経済学部の派閥闘争は、次の河合榮治郎事件まで続くことになる。

1937 年 11 月 24 日、東京帝大経済学部の教授会は 5 時間にもおよんだ。この日の議題は、

①経友会（経済学部の学生自治懇親会）委員の全員解任について、②矢内原の論文「国家の理想」について、③大内兵衛評議員不信任の発議についての 3 件であった。

①は、文部次官から東京帝大総長あてに「明治節奉祝二関スル件」という通牒がなされ、11 月 3 日の明治節に、在京の学校は職員・学生そろって明治神宮に参拝するようにと指導された事件である。土方成美経済学部長は法学部評議員とその実施方法を協議し、有志による参拝とすることを決定した。そして土方教授、本位田祥男教授、橋爪明男助教授が数百名の学生を率いて明治神宮に参拝した。だが大内教授は参拝しなかったし、参拝しなかった学生がいたことに腹を立てた土方は、経友会委員 24 名全員を時局にたいする認識不足として解任したのである。

②は、土方学部長が『中央公論』に書いた矢内原の論文「国家の理想」が「時局に際し教授の言論として不穏ではないかと思う」と指摘し、意見を求めたものである。あきらかに土方が対立する派閥に属する矢内原の排除を目的に圧力をかけたもので、これが矢内原事件の始まりであった。矢内原は「私の論文について議論してくれるのはありがたいが、まず論文を読んでからにしてほしい」と発言したため、議論は低調におわり審議は先送りされた。

③は、明治神宮に参拝しなかった大内評議員不信任の発議であった。この発議に先立って、土方は「時局に際し大学内に愛国思想を高揚せねばならぬとき、大内評議員とは神宮参拝問題についても時局の認識についても意見を異にするので、私は学部長を辞めたいと思う」と述べた。これに対し、本位田教授は「土方部長はやめるべき理由はないので、大内教授が評議員を辞めるべきである」と発言した。この一件は、大内のみならず有澤廣巳・脇村義太郎両助

教授らが翌年 2 月に検挙される人民戦線事件の前兆であった。

『長与又郎日記』によれば、この教授会があった日、土方は長与又郎総長に面会し、経済学部内紛の責任をとって学部長の辞任を教授会に提出することを希望した。しかし長与は土方に辞任を思いとどまらせた。そして 11 月 27 日の『東京朝日新聞』には、経友会問題に関連して「内務省重大視、今後意外の波及か」という記事が出て、「現下の時局に甚だしく認識を欠く二、三の教授並びに学生がおり内債中であり、その結果によっては教授の罷免、学生の取り調べもありうる」と報じた。

この日、長与は木戸幸一文相をたずね、「矢内原が誠意をもって総長および教授会に陳謝する場合は、将来を戒め円満に解決するつもりである」と伝えた。また、内務省との交渉の結果、問題がさらに悪化し、処分を必要とするような場合にも、「大学の自治を尊重し文部省が強圧的な態度をとらないよう」希望したという。これを木戸は了解した。長与は大学に帰るとすぐ土方を呼び、木戸との会談の様子を報告した。さらに長与は大内兵衛、舞出長五郎両教授を呼び解決策を討議した。

11 月 28 日には、大内が矢内原の陳謝文の草稿を持参して長与にみせた。29 日には高野岩三郎が長与を訪問し、経済学部内紛について意見を交換した。そして 30 日に、次のような矢内原の正式な陳謝文が提出された。

「私発表の言論に関し問題を惹起し閣下に御心配相掛け候事誠に恐縮に存候。私は平生国憲国法に対する服従を尊ぶことは勿論、我日本国を衷心熱愛するものに有之、大学令第一条に掲げらるる使命に留意して及ばず乍ら学問報国の道に精進し来れる積りに御座候^{しか}。然る処思想表現の方法上不十分なるものありし^{あた}ため自己の真意を伝ふる能はず、教授として

職責上妥当を欠く事なきやの点に付、閣下のご配慮を相煩はすに至り候事誠に不徳の致す処に有之、茲に^{ここ}謹みて遺憾の意を^{あかしつかまつり}明仕候。

昭和 12 年 11 月 30 日 矢内原忠雄 印
総長 長与又郎閣下

この日、長与は文部大臣官邸において木戸文相、伊東延吉次官、菊池豊三郎教学局長官、山川^{たける}健専門学務局長と会談した。そして「大臣官邸における協議の結果、陳謝にては到底収まらず、『中央公論』以外の二文に国体精神と全く相容れぬ文言数ヶ所にあり、議会において質問の出たる場合到底弁明の道なく、大学としても事態の紛糾は免れざるべし、矢内原の辞職以外方法はなし」という、文部省の予想外の方針を伝えられた。ここで「『中央公論』以外の二文」とは、藤井武記念講演の「神の国」と前年 6 月に出版した『民族と平和』⁽⁵⁾をさす。

長与は大学の自治の重要性を認識していたが、新たな資料を示され、それにより「国体精神」に反することが指摘されて態度を一変させた。文部省との会談のあと長与の自宅を訪れた山川局長に、矢内原を自発的に辞職させる決意を固めたことを伝えた。そして長与は大内、舞出両教授を呼んで事情を説明し、二人を連れて小野塚喜平次教授を訪れ、方針を説明し了承を取り付けた。『長与又郎日記』によれば、12 月 1 日早朝、長与は大内から電話を受け、深夜に矢内原と面談し、矢内原が大内と舞出の好意に感謝し、辞表の提出を快諾したと伝えられたという。その日の午後に開かれた教授会では、矢内原は辞職の理由を説明し静かに退席した。

5. 矢内原事件と学問の自由、大学の自治

こうして矢内原は大学から追放されたのであるが、この矢内原事件を学問の自由や大学の自治という見地から見た場合、どういうことが言

えるのであろうか。大学総長の長与は大学の自治を第一線で守るべき立場にありながら、文部省の「国体の精神」に反するという理由による圧力に、いとも簡単に屈してしまった。当時の天皇制ファシズムにおける「国体の尊厳」が神の声であったことを、この事実は如実に示している。

当時にあつては「国体の精神」に反することは、天皇への反逆、すなわち逆賊を意味していたのである。国民の官吏ではなく、天皇の官吏であった高等官の大学教授が「国体の尊厳」に反することは許されず、辞職しかありえないというのが権力側の論理であった。その論理に総長も大学側も簡単に屈服したのである。これが日中戦争期の天皇制ファシズムの実態であった。

なお家永三郎は『大学の自治の歴史』⁽⁶⁾のなかで、総長の演じた役割の大きさに言及し、「総長と当該教授との闇取引で大学教授の追放が実現している。ここでは大学総長の個人プレイで矢内原の自発的辞職が強要されている点に注目すべきであり、総長の独立権限が大学自治の間接侵害のために最も有効な通路として利用されているのを看過してはならない」と指摘している。

こうして見ていくと、そもそも大学教授の進退問題について最終的権限を持つのは、総長なのか教授会なのかということが問題となる。土方も矢内原も教授を罷免する権限は教授会にあり、教授会の三分の二の多数をもって罷免できると理解していた。慣例的に認められてきた教授会の自治の考え方によれば、確かにその通りである。ジャーナリストの関口泰は、『中央公論』(1938 年 4 月号)に発表した「帝国大学の問題」のなかで、大学教授の進退に関する最終決定権の問題を論じた。彼は矢内原事件を念頭に置いて大学教授の身分問題について、次のように述べている。

「学問の自由だの大学の自治だのというのは今時通用しないとしても、大学教授の身分が一般文官分限令の保障以下のものである筈はない。文官分限令によれば『官吏は刑法の宣告、懲戒の処分又は本令に依るに非ざればその官を免ぜられることなく』、休職を命ずることを得る場合は、懲戒委員会の審査に付せられた時か、刑事事件に関し起訴されたときなのであるから、矢内原教授の如く自発的に或はさせられるか、瀧川教授の場合の如く文官高等分限委員会を開いて休職処分にする外はないのである。それ故文部省が大学に自粛を迫り、経済学部教授会が評決しても、本人の意に反して処分出来ず、大学総長が高等官の進退に関して文部大臣に具状する第二条の権限は、寧ろ文部大臣を通じて大学教授の身分の上に加わることもあるべき政治的その他の外部勢力に対する保障を意味するものと解さなければならぬ。」

したがって関口の法的解釈に従えば、大学教授の身分に関しては大学総長の具状がなければ、文部大臣といえども教授会といえども全く何ものなしえない。逆に言えば、矢内原の大学教授としての身分は、法的には総長・長与又郎の決断にかかっていたことになる。その意味では総長の資質が問題となるが、大内は「長与さんはだめな人」といい、矢内原は「善人だが勇氣に乏しい人」と評価し、矢部貞治は「軽率な人物」とみていたように、リーダーとしては腰の弱い人物だったようだ。

矢内原は 12 月 2 日に大学で最終講義を行った。金融資本の植民地における地位について論じた後、大学における学問のあり方に話をすすめて、「学問本来の使命は実行家の実行に対する批判であり、常に現実政策に追従してチンドン屋を勤めることではない。……実行者の現実の政策が本来の国家の理想にかなうか否か、見

分け得ぬような人間は大学教授ではない。……私の考えている大学の本質、使命、任務、国家思想の涵養などの認識について、同僚中の数氏と意見が合わないことを今回明白に発見した。……私の思想が悪いというので大学に御迷惑になるとすれば、私は進んでやめる外はない」と述べた。

矢内原の辞職の報を聞いて真っ先に、岩波茂雄は見舞金をもって矢内原を訪れ、当時創刊予定だった岩波新書に執筆するよう依頼した。そして 1940 年 5 月、『余の尊敬する人物』が出版された。この本のエレミヤ論の末尾に、矢内原は密かに蓑田胸喜に対する次のような痛快なる反撃を試みた⁽²⁾。

「卑怯なること蓑虫の如く、頑固なること田蛭のごとく、**胸**に悪意を抱き、人を陥れるを喜びとする汝らパシュル・ハナニヤ輩よ、汝らこそ真理を乱し、正義を破壊し、国に滅亡を招いたのである。」

一方、矢内原の追放に成功した土方は、『中央公論』（1938 年 1 月号）に「時局と大学」という論文を発表し、我が国における大学の使命とは何かを論じた。土方の主張は「教授する人も学生も国体の本義を体得すること」につきる。そして土方は、国際情勢が緊迫しつつある時局にあっては自ら愛国の情が湧いてくるものだが、国家の非常時に傍観者の態度を決め込む学者がいる」と批判した。

彼が問題にするのは反戦的な言説を弄し、国家の行動を誹謗するが如き言動をなす者で、これこそ最も非愛国的であると断定する。特にこうした反戦的批判がすでに国策が決定し戦闘行為に入った段階でなされることは、「陛下の大御心に背き、国家の命令に違背するのはいうまでもなく、さらに実際的にも相手国が之を利用し我皇軍の士気に影響するならば、それこそ国家を混乱に陥れる行動となる」として、真の非

愛国的行動であると指摘した。すなわち、土方にとって矢内原問題の中核は「愛国心」の問題であったと論じている。

なお土方派の本位田祥男も、『改造』(1938年1月号)に、矢内原とタイトルも全くなじ「時局と大学」という論文を発表した。本位田が土方と共同戦線をはっていたことが、この事実からも明らかである。彼の主張は「大学教授が、此の国家の存亡の時に際して、其理論的領域に於て何等かの直接的な貢献をなすべきは当然である」という点にあり、そのためにはマルクス主義を排撃する「思想戦」に関与することが大学教授に課せられた任務であるとしている。時局に便乗して国益や国民の義務のみを論じ、自ら愛国者を装うのは御用学者の常套手段であり、それは今も昔もかわらないことを、この土方や本位田の主張に見ることができる。国益を論じ、愛国心を他人に強要する者に真の愛国心があったためしは、かつて歴史上に一度もないのである。

6. 矢内原事件の意味したもの

将基面貴巳は『言論抑圧』の最後の所で、「矢内原事件が意味したもの」と「矢内原事件に見る思想的諸問題」について議論している。それをまず紹介し、その重要な論点について次節で筆者のコメントを述べることにしたい。そもそもこれまで矢内原事件について論じてきた人たちは、この事件をどのように性格づけてきたのであろうか。

その一つは、近現代キリスト教史の観点からこの事件をみる論考で、それは矢内原の時局との「闘争」ないし政府への「抵抗」という性格を強調する。実際、矢内原自身も、キリスト者として「地の塩」であることの重要性を説き、自らそれを実践した。「国家の理想」を説き、時の政府を批判する彼の態度は、彼自身が社会

に生きるキリスト者としての立場を論じた次の言葉と一致する。「真のキリスト教は一切の社会的不義を黙視することはできない。それは聖書に示されたる神の絶対の義なる性格より見るも明らかである。社会的不義に対する良心の鈍感性は神の義に対する不信仰より来る。」

もう一つの視点は、矢内原事件を東京帝大経済学部の内部紛争としてみる論考で、竹内洋の『大学という病』⁽⁷⁾と立花隆の『天皇と東大』⁽⁸⁾などがそれにあたる。竹内によれば、「土方の一の矢は、外野（内務省、文部省）からの援護射撃で標的を射止め、撃ち落としに成功した」ことになる。

矢内原事件に関する論考でもっとも多いのは、この事件を昭和初期の一連の言論弾圧事件の一環としてみなす見地であろう。竹中佳彦も『日本政治史の中の知識人』⁽⁹⁾のなかで、この事件では日本のファシズムの進行による自由主義的な言論・学問の弾圧という見解を基本的に継承しており、矢内原のキリスト者としての言論が彼の辞職への動きの中で大きな役割を果たした点を強調した。藤田若雄の『矢内原忠雄』⁽¹⁰⁾は、矢内原事件における争点として「大学の自治」を指摘しつつ、この本が出版された当時の学園紛争を念頭において、「今日、われわれにとって問題なのは、大学管理問題であり、大学の自治の問題である。大学関係者が、私的な勢力争いを超克して、大学自治の公義を守るため、統一して戦うことができるかどうか、斧は木の根におかれているのである。そして、それは、思想の生きたテストなのである。われわれは、このことを考えて、矢内原先生の思想と信仰を学ぶべきではないか」と述べている。

しかし将基面は、「学問の自由」や「大学の自治」が、矢内原事件の当事者にとって最重要の争点だったのかと問題を提起している。矢内原にとっては、社会科学者としての見識に基づ

きつつ、大学教授として政府の施策を批判したが、それ以上に、真正なキリスト者として真理を語ることこそが最重要の課題であった。矢内原にとって、当時の問題は、日本の国策が好戦的であることにあった。彼の「国家の理想」の中には、非戦論の他に、イザヤの言葉を借りて「言論の抑圧」を指摘することもあったが、矢内原が「学問の自由」に「学問の権威」の問題として言及したことはあっても、それが自分の事件の主な争点であるとの認識を示したことはなかった。また「大学の自治」に関しては、当時の彼の言論には、管見の限りでは言及がまったくないという。それどころか、矢内原事件の後に起こる河合榮治郎事件で、河合と土方両名が「平賀肅学」により処分された報に接した矢内原は、個人雑誌『嘉信』の中で平賀総長の行動を「クロムウェルの英断」と称賛したのであると指摘している。

一方、土方にとって、大学における「研究の自由」は国体との関係で論じられる問題であった。彼が強調するのは、「いかなる批判も我が国体を絶したるものは許されぬ」という点であった。外国の思想を研究することは自由だが、その発表に際して社会的影響を考慮する必要がある、外国思想を批判する場合は常に国体の本義に立脚して行なわなければならない。また外国の思想の長所を摂取するに際しても、国体思想の涵養に貢献するものなければならないと土方は主張する。すなわち、土方にとって「学問の自由」はそれ自体独立の価値ではなく、「国体思想」こそが究極の価値であって、その涵養に資する限りにおいて許容される自由なのである。

そして将基面は、矢内原事件に直面した当事者の中でこの事件を学問の自由と大学の自治の危機と認識したのは長与又郎総長ただ一人であり、この事件を学問の自由、大学の自治抑圧事

件と扱ってきた従来の歴史解釈は、当時の人々にとっては必ずしも真実でないと結論している。この結論にコメントする前に、将基面がこの事件をどのように解釈しているのか、もう少し彼の主張に耳を傾けてみよう。

彼はマイクロヒストリー的視点から関係者の証言をもとに矢内原事件を可能な限り複眼的に記述し、関係者および同時代人が事件をどのように理解したかを明らかにした。マイクロヒストリー的方法の特徴は、登場人物の主体性を強調する点にある。マクロな視点から学問の自由と大学の自治への抑圧事件というストーリーのなかに矢内原事件を位置付けてしまうと、あたかもすべての関係者が共通に学問の自由と大学の自治について争っていたかのような歴史記述になってしまう。しかしマイクロヒストリー的な手法によって、そのような極端な単純化を免れることができると主張している。

そして彼は最後に、矢内原事件の歴史的考察の現代的意義として、愛国心の問題と学問の自由・大学の自治・言論抑圧の問題について議論している。愛国心の問題では、矢内原の視点は正義と平和という理想を掲げることによって、その理想から現実の日本政治を批判することになった。理想と現実は必ずしも一致しない。現実が理想から大きく乖離するならば、理想に現実を少しでも近づけるために現実を批判しなければならない。理想からかけ離れた現実を批判することが、矢内原にとっての「愛国心」であった。一方、土方や蓑田は国の理想が国体にすでに顕現されているとの前提にたっており、愛国心は国体に帰依することであった。

学問の自由に関しては、彼はロンドン大学のバレントの見解を採用して、①学者の権利に関するもの、②大学の制度的自立性に関わるもの、③大学の運営における学者の自治権に関するものの3点について議論している⁽²⁾。①は学者

の研究の自由、成果の公表・出版の自由、成果の教育の自由を指す。②は①の学問の自由を守るための大学の自治権で、大学の運営や人事に関して国家権力から干渉を受けない権利である。③は大学の運営に関する学者の自治権で、換言すれば大学の最高意思決定機関の多数を学者が占めることである。

将基面は、矢内原事件で大学の自治に関心を払っていたのは長与総長だけであったみなしているが、長与が気にしていたのは②の意味の「大学の自治」である。だがこの「大学の自治」は、大学を誰が代表するかという問題で曖昧さを抱えていた。すなわち大学を「代表」するのは、総長なのか、評議会なのか、学部長も含めるのかといった問題である。長与総長が特に苦慮したのは、土方学部長との合意が取れなかった点であった。実際、経済学部の派閥抗争が大学の自治にとって致命的な打撃を与えたことは、事実である。要するに大学の自治という特権は制度的に致命的な欠陥をもっており、当時のような社会情勢のもとでは、総長一人ではとうてい支えられない脆弱性もっていたのである。

言論抑制については、1937 年に発足した第一次近衛文麿内閣が戦時体制への切り替えの一環として閣内に内閣情報部を新設したが、次第に整備が進んでいた言論統制機関は、1940 年 12 月 6 日、内閣情報局の設置によって完成をみた。出版業界に対する情報局による言論統制の厳しさについては、情報官・鈴木庫三少佐⁽¹¹⁾の辣腕ぶりと共に数多くの証言がある⁽¹²⁾。たとえば 1941 年 2 月 26 日の中央公論社との「懇談会」で情報局は「禁止執筆者」のリストを内示した。そのリストには横田喜三郎、馬場恒吾、清沢^{きよし}湧、田中耕太郎らの名前にまじって矢内原の名前も挙げられていた。当然のことながら、矢内原は東京帝大辞職後もあいかわらず当局の監視下にあった⁽²⁾。

1940 年設立の日本出版文化協会は、表向きは出版業者の自主的な団体であったが、実質は情報局の下部機関で、その主要な役割は用紙の配分であった。この団体は後に日本出版会に改組され、国家総動員法による名実ともに統制団体としての大きな実権を握った。だから出版人や言論人たちは、言論抑圧のプロセスと実態を十分認識していたが、その事実について公にする機会を奪われていた。

このような言論抑圧の状況下で、特に注意すべきことは、こうした事態を常態視する言論が横行する点であると将基面は指摘する。前に記した関口泰の文章のなかに、「学問の自由だの大学の自治だのというのは今時通用しないとしても」とあった点に注意してほしい。このような表現にたびたび触れれば、一般読者は、今はそういう時代だと納得してしまうものなのである。だから一般読者がマスメディアを見る視点として大切なのは、どのような言論人が表舞台から消えていったか、どのような見解をメディアで目にするのがなくなったかを注意深く把握することであると、将基面は主張している。このことは、安倍首相や御用学者・極右の評論家ばかりが頻出する現代のマスメディアの状況でも、同様に言えることである。安倍ファッショ政権下で、メディアが政府批判を自粛する風潮が広がり、まさに言論抑圧の状態が常態化しているからである。

7. 将基面貴巳の『言論抑圧』を読んで

私は将基面貴巳の『言論抑圧』を読んだとき、以前に読んだ村上陽一郎の『科学史の逆遠近法』⁽¹²⁾『近代科学と聖俗革命』⁽¹³⁾『新しい科学論』⁽¹⁴⁾に書かれていた内容を思い出した。村上はこれらの本の中で従来、科学史で常識とされていた「17 世紀科学革命」によって近代科学が誕生したという記述を否定し、18 世紀の

「聖俗革命」によって近代科学が誕生したと修正することを試みた。

村上の目的は、コペルニクス、ケプラー、ガリレイ、デカルト、ニュートンらが、中世の天動説とキリスト教神学を打ち破って近代力学を完成させたという、従来の科学史の記述を「勝利者史観」「啓蒙主義的歴史観」として批判することにあった。そして彼は近代科学の成立には従来暗黒とされていた中世のヘルメス主義、カバラ的世界観、占星術、錬金術、ルネサンス魔術など、非合理主義やキリスト教神学が近代科学の成立にプラスに寄与したことを実証しようとした。そこで強調されたのは、現代科学を前提として中世や近世の自然観を見ることの危険性と、歴史を「前向き」でも「後ろ向き」でもなく「正面向き」（全体的に）、すなわち対象それ自体を全体的に見据える必要性であった。

将基面貴巳もまた、矢内原事件をマイクロヒストリーの手法を取り入れて「全体的」に詳細に再検討し、この事件が学問の自由と大学の自治に関わる事件という従来の啓蒙的歴史記述に異論を提出した。要するに、二人は現代の目から歴史を眺めるのではなく、当時の人の目で時代をとらえることの重要性を指摘するという同じ手法で、「啓蒙主義的歴史記述」に異論を唱えたのである⁽¹²⁾。

「全体的」歴史記述の必要性という主張自体は、たぶん歴史家からみれば特に新しい主張ではないであろう。当時の人の目で時代をとらえることの重要性はその通りと思うが、歴史記述の方法は研究テーマの目的、何のために歴史を研究するのかによっても変わる。もし結論が先にあって、結論に都合の良いと思われる事実を拾い出して、それを並べることによって既定の結論にもっていく議論がなされていれば問題である。村上陽一郎の本の批判は別の機会にすると、ここでは将基面貴巳の『言論抑圧』の

内容について二、三コメントしておきたい。

彼が上記の結論を導いた前提や議論に、問題はなかったであろうか。彼は当時の人びと（大学関係者、マスコミ関係者、一般国民）が、矢内原事件を学問の自由や大学の自治に関わる問題としてとらえていなかったと主張している。はたしてそれは本当だろうか。一般国民は情報が統制されていたために、一方的なニュースでしか情報が入ってこないため、事件に関する関心そのものも大きくなかったであろう。しかし大学教官や学生、マスコミ関係者は、筆禍事件から辞職へと進んでいった大学教授の身分にかかわる事件を、学問の自由や大学の自治と無関係な事件ととらえるはずがない。

将基面は「大学の自治」に心を砕いていたのは長与総長一人で、当の矢内原自身も「学問の自由」に言及したことはあっても「大学の自治」に言及したことはないと主張し、自分の意見の補強としている。だが「大学の自治」は「学問の自由」のために必要不可欠のもので、その意味では「学問の自由」と「大学の自治」と一体不可分の関係にあることを忘れてはならない。矢内原自身が「大学の自治」にまったく言及していないのは、熱心なキリスト教信者であった彼が、単に大学教授としての社会的責任よりキリスト教者としての社会的責任を重視していたにすぎない。

1933 年の瀧川事件は、よく知られているようにまさに「学問の自由」「大学の自治」を守るための大闘争であった。当時の京都帝大法学部の教官や各帝大の学生たちは団結して当局の弾圧に立ち向かった。その歴史と経験を経ているインテリゲンチャーたちが、矢内原事件の本質を見抜けなかったはずはない。ただ天皇機関説事件より後に起きた矢内原事件のときは、ファシズムがさらに進行し教官も学生もマスコミも声を出すことができなかつたに過ぎない。

たしかに矢内原事件には経済学部派閥闘争や右翼とキリスト者の愛国心論争などがからんでいたが、この事件でもっとも重要で歴史から学ぶ必要のある問題は、なによりもまず「学問の自由」と「大学の自治」に対する当局や右翼による弾圧という側面と、なぜ大学人たちは弾圧に十分闘えなかったかという側面の追究である。事実、矢内原事件の後に起きた河合榮治郎事件⁽¹⁾では、河合は裁判闘争も辞さず科学者として勇敢に闘ったのである。もちろん将基面の提起した矢内原事件の見方を全面否定するつもりは毛頭ないが、従来の矢内原事件の啓蒙主義的記述が間違っていたというのは言いすぎであろう。

参考文献

- (1) 高木秀男『近代日本の教育政策と科学技術体制 — 学問・思想の自由と科学者の社会的責任 — (上) (下)』科学堂 (2011)
- (2) 将基面貴巳『言論抑圧—矢内原事件の構図—』中公新書 (2014)
- (3) 畑中繁雄『覚書 昭和出版弾圧小史』図書出版社 (1965)
- (4) 三井甲之・蓑田胸喜『真理と戦争—東京帝大教授矢内原忠雄氏の「真理と戦争」の批判に因みて—』原理日本社 (1937)
- (5) 矢内原忠雄『民族と平和』岩波書店 (1936)
- (6) 家永三郎『大学の自治の歴史』塙書房 (1962)
- (7) 竹内洋『大学という病—東大紛争と教授群像』中公文庫 (2007)
- (8) 立花隆『天皇と東大全 4 巻』文春文庫 (2012 ~ 13)
- (9) 竹中佳彦『日本政治史の中の知識人—自由主義と社会主義の交錯— (上) (下)』木鐸社 (1995)
- (10) 藤田若雄『矢内原忠雄—その信仰と生涯—』教文館 (1967)
- (11) 佐藤卓己『言論統制—情報官・鈴木庫三と教育の国防国家—』中公新書 (2004)
- (12) 村上陽一郎『科学史の逆遠近法—ルネサンスの再評価—』中央公論社 (1982)
- (13) 村上陽一郎『近代科学と聖俗革命』新曜社 (1976)
- (14) 村上陽一郎『新しい科学論』ブルーバックス (1979)

＝新著紹介＝

西條敏美著『授業 虹の科学－光の原理から人口虹の作り方まで－』

太郎次郎社エディタス A 5 版 157 頁 定価 1800 円＋税

高 木 秀 男 (日本科学者会議福井支部)

本誌でたびたび紹介してきたように、著者の西條敏美氏は「徳島科学史研究会」を主宰する科学史家で、これまで『物理定数とは何か』（講談社ブルーバックス）、『虹－その文化と科学』『測り方の科学史』『単位の成り立ち』（以上、恒星社厚生閣）、『理科教育と科学史』（大学教育出版）といった大変ユニークな本や、科学者の顕彰碑などをたどる、いわゆる「科学散歩」に関する本を多数書かれている。

中でも『虹－その文化と科学』は、私が特に感心した一冊である⁽¹⁾。今回出版した『授業

虹の科学』は、実際の授業で使えるように工夫をこらし、新たに教科書として書き直したものである。当然、中身は前著をただ編集し直したのではなく、理科教育の実践という立場から書かれたまったく新しい教科書で、まさに科学史家で理科教育の実践家という西條氏の面目躍如たるたいへんユニークな内容になっている。

後ろにかかげた目次をみても分かるように、内容は光の反射・屈折・散乱などの光学に関する基礎知識を与えたうえで、虹現象の説明、虹の不思議の解明、虹の種類、虹の解明に携わった科学者、虹を実際に作ってみる実験まで、実に様々な虹に関わる問題が取り上げられている。説明は沢山の図と数式も使って丁寧になされている。物理の授業というと、どうしても大学受験を念頭に置いたものになりがちだから、こんな興味深い授業を受けた高校生は、本当に幸せで絶対に受けたことは忘れないであろう。この本には、実際に受講した生徒の感想文も載っている。ちなみに、この本には虹に関する問題を



入試に出題した事例も紹介されている。

この本を読むことによって、虹に関する様々な疑問が解明され、虹という現象そのものがいかに興味深い対象であるかがわかる。虹という不思議な自然現象について研究した科学者の功績についてもコラム欄で紹介されているが、アリストテレス、ニュートン、デカルト、ガリレイと科学史に名を残すビッグネームが並んでいる。そんな中で、日本人科学者の愛知敬一と田中館寅士郎による1906年の論文「虹の説」を掘り起こして紹介しており、さらに新しい研究では、大久保茂男の原子核の虹の研究まで紹介していて興味深い。

本書の最後には、このテキストで授業する人に対して実際に授業をした著者からのアドバイスが書かれており、さらに「虹と光の科学史年表」と丁寧な「文献案内」が示されていて大変役に立つ。

参考文献

- (1) 高木秀男「書評 西條敏美著『虹—その文化と科学—』恒星社厚生閣」『福井の科学者』81号 (2000)

『虹の科学』目次

はじめに

第1章 直進する光—光と水滴の基礎知識1

1. 光の性質その1
2. 水滴に当たった光の反射・屈折
3. 虹角について

虹と科学者1 光の分散に関するニュートンの実験

虹と科学者2 アリストテレスによる虹の説明

虹と科学者3 デカルトによる虹の説明

第2章 虹の不思議を解き明かす

虹の不思議を解き明かすために

- Q1 なぜ、色のついた光の帯が空に見えるのか？
- Q2 どうして、2重の虹が見えるのか？
- Q3 いつ、どこに見えるのか？
- Q4 虹の大きさは違う？
- Q5 なぜアーチ型なのか？ 丸い虹は？
- Q6 虹のアーチはくぐれるか？
- Q7 虹は7色か？

虹を探して1 水田での反射光

虹と科学者4 ガリレオによる虹の高さの説明

虹と科学者5 デカルトによる逆さ虹の説明

虹と科学者6 ニュートンによる虹の説明

虹と雨1 水滴の大きさと落下の速さ

虹と雨2 水滴の形

第3章 波としての光—光と水滴の基礎知識2

1. 光の性質その2
2. 水滴に当たった光波の干渉
3. 水滴に当たった光波の散乱と強さ

虹と科学者7 ヤングの光の干渉実験

虹と科学者8 ホイヘンスの光の波動説と波の進行の説明

第4章 虹はほんとうに7色か？

1. ふたたび、虹は7色か？
2. さらなる虹の理解のために

虹と科学者9 愛知敬一と田中館寅士郎による虹の説明

虹と科学者10 大久保茂男と原子核の虹の研究

虹を探して2 虹の滝

第5章 虹をつくる、観察する

1. ワイングラスで虹をつくる
2. 虹ビーズで人工虹をつくる
3. ホースで散水して虹をつくる
4. 自然虹を観察する

虹を探して3 消防車3台で巨大虹づくり

おわりに

付録1 虹の授業をする人へ

付録2 虹の入試問題選

虹と光の科学史年表

文献案内

あとがき

＝資料＝

2015 年 1 月 29 日 大学の自治を破壊する学内諸規則改定に対する緊急反対声明

福井大学教職員組合執行委員会

福井大学は本年 1 月 9 日、教育地域科学部教授会及び工学部第 2 教授会にて、「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正による国立大学のガバナンス改革に伴う諸規則改定について（概要）」と題する文書を配布し、ガバナンス改革に伴う学内諸規則改定案の概要を説明した。福井大学教職員組合執行委員会はこれまで、学校教育法改正法（以下、学教法）成立前の昨年 5 月 15 日、同法成立後に可能となる学長の権限強化に対して反対を旨とする緊急声明を発表したほか、11 月 25 日には、「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う『学内規則総点検・見直し』問題に関する公開質問状」全 8 項目を学長に提出し、12 月 9 日までに文書にて回答するよう求めた。8 項目は、大学の自治・教授会の自治に関する学長の基本的考え方・基本方針を問うもののみであり、回答に時間を要するものではなかった。しかし、12 月 9 日、学長はこれを拒否。この公開質問状には回答しない旨を告げてきたのである。国立大学から自治が奪われようとしている歴史的危機の真っ只中にあるいまだからこそ、最高学府の学長には、それに相応しい見識と覚悟の程を示してほしかったが、それが叶わなかったのである。その代わりに、大学ガバナンスに関する学内諸規則の改定案を、近日中に学内に提示すると返答した。こうして、去る 1 月 9 日の両教授会において、「国立大学法人福井大学基本規則」（以下、基本規則）、「福井大学教授会規則」（以下、教授会規則）を始めとする 19 の関連規則改定案がようやく提示されたのである。

しかしながら、この改定案は教授会の権限を

著しく縮減ないしは撤廃することによって、「大学の自治」を根底から破壊しようとするもの他にならなかった。さらに驚くべきことに、以下で詳述するが、本改定案は学教法や同法施行通知（以下、施行通知）の求めをもはるかに逸脱しており、法令・規則違反の可能性さえあるといえる。

大学とは真理の探究の結果にもとづいて、あらゆる不合理と不正を衝き、その是正をはかる責任を人類に対してもっている。その実現には「大学の自治」と「学問の自由」を確保することが欠かせない。これは世界に通ずる普遍の原則である。組合はこの観点から、本改定案には「大学の自治」と「学問の自由」を侵す以下の 7 つの重大な欠陥があると判断した。ゆえに、ここに断固反対の意思を表明する。

1. 「学長の最終的決定権」の乱用

基本規則と教授会規則は、「学長の最終的決定権」を無制限に乱用するものである。施行通知：改正の基本的な考え方（2）－③には、「学長が教育研究に関する判断を行うに当たって、その判断の一部を教授会に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではない」と明記されている。学長が大学全体のあらゆる教育研究に関する事項の仔細にわたり、個人として判断をし決定を下すことは本来不可能である。つまり、現実にはすべての事案の決裁を学長が行うと見るのは現実的ではなく、学内の実質的な決定は、学内規定の定めるところ、及び、事案の性質等に拠って、学内の「適切な部署」に委任されると

見るのが現実的であるとともに合理的なのである。なぜなら、例えば、入学、卒業、学位の授与といった学生の身分事項について、学内の「適切な部署」において、定められた手続に則して事案が処理されることは、恣意的な判断を排し、当該学生に対する手続的保障としての面を有しているからである。そして、学生に対して直接の教育責任を負うのが大学教員であることからすると、このとき「適切な部署」というのは、当該学生が所属する学部の教授会以外にはありえないことになる。

しかし両規則が示すように、学長が教授会の「意見」に拘束されることなく自由に意思決定できるとしてしまえば、学長の恣意的な判断を排除することが制度的に不可能になる。したがって、両規則は学教法第 93 条第 2 項の解釈を誤ったものと言わざるをえない。むしろ、同法第 93 条が教授会を「諮問機関」としていないことから考えると、同条のもとで学長の自由裁量を肯定することはできない。結局のところ、大学という教育研究機関の性格から考えれば、教育研究に直接的な責任を負う大学教員から構成される教授会の関与無くして、教育研究に係る学内の実質的な決定は成立しないのである。学長の最終的決定権は、大学という組織の代表者という面から行使され、大学としての決定を正統化する契機であることに意義があると見るべきである。この意味で、基本規則第 5 条のような規定が置かれているのは組織として適切ではない。学長は執行機関に過ぎないことに注意が必要である。このことは、株式会社においても見られるように、定款を定めるのは株主総会の役目であり、社長などの経営者は定款の枠内で経営権を執行しており、つまりは経営者は定款によって縛られているのである。株式会社の定款に相当する基本規則で、学長の判断のもとで学長の権限に関する規定を自由に解釈

できるとするのは、学長に無限の権限を与えたことに等しく、これでは学内規定の存在が無に帰してしまう。前述したように株式会社でさえ、定款によって経営者を縛っていることからすれば、基本規則により学長が学内規定の有効性を判断する権限を有するというのは、背理である。

つまり両規則は、大学と経営責任及び法人の統括主体とを峻別する発想がないままに作成されたものといえる。それゆえに、非常に混乱した生硬な改定案になったと結論することができる。撤廃ないしは適切な文言への修正を求める。

2. 「審議機関としての教授会の権限」と「決定権者としての学長の権限」の曲解による教授会権限への不当介入

基本規則第 5 条及び教授会規則第 4 条は、学教法や施行通知でも認められているような、「審議機関としての教授会の権限」と「決定権者としての学長の権限」とが両立する、という事実を理解していない。これでは決定権が審議権を併呑したことになる。文科省もそこまで要求していない。執行権が立法権を取り上げたようなものなのである。施行通知（留意事項 1 - (2) ⑩）でも「教授会の意見を慎重に参酌する」ことが求められているので、学長がこれに反するような規則を定めようとする場合は、法令・規則違反となる。教授会規則第 4 条についても同様のことがいえる。両規則は、従来の教授会権限（教育研究に関する事項の審議権・議決権）の縮減ないしは消滅を意味するのであり、決して認めることはできない。

なお、日本語には、「諮問機関」「議決機関」という語句はあっても、「審議機関」という用語は存在しない。したがって、教授会を「審議機関」と位置づけて、その実質的な権能を否定することは根拠を欠くものと言わざるをえない。因みに、「審議」という文言の解釈について

て、国会法第 56 条第 3 項及び第 4 項を見ると、これらの条文は衆議院ないしは参議院の「議決権」を前提にしており、また、一般に「国会審議」と言われていることから分かるように、「審議」の中には議決権が含まれることがある。よって、「審議」を行える主体は議決権を伴う合議体を指すものといえる。それゆえにこそ施行通知でさえ、審議を行える教授会には「教育研究に関する事項」について議決権が存することを認めているのであろう（一方、教授会の議決に効力をもたせる最終決定権者が学長との認識なのである）。

したがって、①教授会は従来通り審議事項を自由に選ぶことができる。②審議したことについては学長が求めた事項以外にも意見を述べることは妨げられない。つまり、従来のように、教授会として自律的に議題を設定し、民主的な議論を行ったうえで議決を行い、その結果を学長ないしは教育研究評議会を通じて大学運営に反映させる、という教授会自治の原則を学長は尊重しなければならないはずである。しかし、驚くべきことに、本規則にはこの趣旨がまったく表れていない。早急に修正すべきである。

組合としては、修正に際して、「従来教授会の審議事項としている教育研究の諸事項を教授会が引き続き審議し、これを学長が法人代表者として決定・執行する」との意味合いに変えるべきであると考え、以前から組合が主張している、この文章であっても、「教授会の審議権」と「学長の最終的な決定権」はいずれも担保されるのである。

なお、以上に付随して生じる問題も多々ある。教授会規則第 2 条第 2 項で示された、教授会に教授以外のメンバーを加えることについては、教授会という合議体のそれ自体の問題なのであるから、学部の問題と考えるべきである。学長の専権事項ではない、同第 2 条第 3 項のように、

学部構成員以外のメンバーが教授会に入るのである、「学部の教授会」とは言えなくなってしまう。削除するべきである。同第 4 条では、教授会の職掌から予算・概算に関することが削除されたが、それでは予算等はどこで、いかなる仕組みで審議するのかについて制度作りをしないのはおかしい。また、予算執行は学部でするより他にないのであるから、予算編成に学部が関与しないというのは無理がある。同第 8 条第 2 項は、代議員会の議決をもって教授会の議決に代えることができるとしているが、教授会規則の起案者が考えているように、教授会を形式的に「意見を述べる」機関とするのであれば、「両論併記」などとして議決をする場面は生じないはずであるのに、代議員会のときには議決が問題になるというのでは説明に矛盾が生じる。結局、学部の「意思統一」が必要になる場面は避けられないのに、「統一された意思」の効果を一連の規定改正において否定しようとしているから無理が生じるのである。

3. 教職員人事への不当介入

教授会規則第 4 条第 1 項第 8 号は、大学教育職員人事の発議権が学長にあることを示し、「教員ポストの配置」を教授会の審議事項から排除しようとしていることを示す。「教授会の自治」の破壊である。ここにも、学部の自律性の毀損がみられる。教員ポストの配置は、「教育研究に関する重要事項」に含まれると解される「組織再編等の事項」の中心的事項である。少なくとも「教員ポストの配置」を「教授会の意見を聴くことが必要なもの」として明文化しなければならない。

そもそも本規則の誤った発想は、施行通知に源を発している。国立大学法人にあっては、「教育公務員特例法の対象外となり、教授会・教育研究評議会に人事の決定権はない」という誤っ

た理解に基づき、学長の最終決定権が強調されていることは否めない（施行通知：改正の基本的な考え方（3）－⑤）。しかしながら、教員人事は、「大学の自治」の根幹をなすものであり、教員集団が専門的知見と職業倫理とに基づいて適任者たる同僚を選ぶことがまさに、大学を大学たらしめてきたのである。教育公務員特例法の規定は、この原理を公務員制度に整合させるための法的措置である。大学教員が公務員でなくなったことを理由にこの原理までも否定するのは、不当な判断であると言わざるを得ない。

これと関連して、福井大学職員人事規程（以下、人事規程）第5条及び第12条では、人事の基準を学長が定められることになっているが、上述の通り学長は執行機関である。したがって基準策定権限までは持たないと見るのが妥当である。教育研究に係る事項であれば教育研究評議会、経営に関する事柄であれば経営協議会の案件であり、学長が規則制定権限を持っているわけではない。学長が基準自体を具体的に定めるとするのは越権行為である。

また、同第31条の解雇に関する定めは就業規則の必要的記載事項であり、したがって同条は就業規則の一部を為す。周知の通り、教育公務員特例法の趣旨は、2004年の国立大学の法人化以後も就業規則のなかで尊重されてきた。なぜなら、法人化以後も従来の「大学の自治」に対する配慮が働いていたからである。よって、単なるガバナンス改革の名において解雇規定にまで踏み込み、従来尊重されてきた「大学の自治」の原則を蔑にするのは甚だ根拠を欠くものと言わざるを得ない。また、改定案は従来の解雇手続を簡略化したものになると見られるので、労働者にとって就業規則の不利益変更となり、労働契約法第10条をクリアできるかが問題になる。加えて、労働基準法第90条所定の過半数代表者の意見を聴かなければならない。

人事規程第16条と第19条についても同様のことが問題になり得る。

さらに、福井大学の大学教育職員の選考基準に関する規則第3条「教授となることができる者は、大学教授たるにふさわしい人格識見を有し…」のくだりが、循環論法になっている。せめて「高潔な人格と卓越した識見を有し」くらいは書くべきである。

4. 学長選考規定の不備

施行通知には「学長又は機構長の選考の透明化」（施行通知：留意事項2－（1））の求めがあるが、今回の改定案には学長選考規定が含まれていない。本来、最終決定権をはじめとする学長権限を定めるのであれば、まず、学長がどのように選出されるのかを詳細に定めるべきである。そもそも学長選考規定は未定稿なのか？ そうだとすれば、改定案そのものが不備となる。

学長選考規定の策定に当たっては、組合はより民主的な手続きによって選ばれた者を学長とするシステムの構築を求める。改正国立大学法人法（以下、国大法）第12条第7項において、学長の選考に当たっては、学長等選考会議が「主体的に」選考を行うことが定められている。組合は、学長等選考会議のみが主導性を発揮するような仕組みには反対である。従前のように、学内世論が支持する適切な候補者が学内から推薦されること、意向投票が堅持されることを求める。

また、学長の再任に当たっては、「意向投票を行わずに再任を認める」（施行通知：留意事項2－（1）－⑤）とされているが、このような措置は今回の法改正事項に含まれていない。施行通知に恣意的に書き込まれた事項である。学長の専権体制が過度に長期化しないような制度の設計（例えば、学長罷免制度の導入）を強く

求める。

5. 副学長の任命における危険性

学教法でも副学長職は必置とされていないため、当然、福井大学副学長に関する規程においても副学長の人数に関する規定が明記されていない。組合は、学長の権限を強化するために必要以上に「命を受けた副学長」を置くことに反対する。また、学長の意向に沿った多数の副学長が評議員として教育研究評議会に加わることによって、同評議会がいびつな構成にならないよう、十分な配慮を求める。

6. 学部・研究科・大学附置機関等の長の任命における恣意性

福井大学学部長等任命等に関する規程第5条第2項及び第3項の選考規定と第8条第1項の解任規定は、教育責任を担う学部の長及び学部そのものの自律性に、組織の代表者たる学長が直接介入できるという異常事態を示す。この事態について説得力ある説明が必要である。特に第3項は学部選挙結果を無視できるとの意味合いを含む。学長のいかなる権限をもって選挙結果の無視が可能になるのか説明がない。確かに国大法施行規則第7条第2項には、部局長の任命は学長等が決定する方法により行うとある。しかしこのことが直ちに、学長が部局長を「指名」するということを意味するわけではない。学部長ほか大学附属機関等の長の選出に当たっては、学部における選挙等の手続きを通じた民主的な決定を学長が保障し執行する、という意味での最終的決定権を学長がもつことを求める。また、同規程第8条のような学部長解任規定を定めるなら、学長についても同等の解任規定を定めるべきといえる。

7. 規則そのものの不備と諸規則間の整合性の欠如

基本規則の問題として、その位置づけが明らかでは無いことが挙げられる。まず、国立大学法人福井大学法人規則（以下、法人規則）との関係が不明瞭である。

基本規則を置いている国立大学法人の例としては、国立大学法人一橋大学が参考になる（ここで関心とする事項については、学校教育法の改正後にも大きな変動はないと見られる）。同法人の「国立大学法人一橋大学における規則等の制定改廃に関する規則」第3条を参照すると、同法人では「基本規則」は「教育研究組織、職員、運営組織その他基本事項」について、「学則」は「学校教育法施行規則第4条に規定する事項及び学生の修学上必要な事項」について、「規則」は「法令、基本規則及び学則に基づき本学の教育研究及び管理運営に関する事項」についてそれぞれ所掌事項として定めている。また、同5条を参照すると、「基本規則、その他の経営に関する事項の規則等の名称には、原則として『国立大学法人一橋大学』を付す」ものとして、「学則、その他教育研究に関する事項の規則等の名称には、原則として『一橋大学』を付す」ものとして定めている。つまり、規定の所掌事項を定める規定が存在し、なおかつ、規定の定める事項が教育研究に関する事項か、それとも経営に関する事項かで規定の制定主体（法人か大学か）を明らかにしている。

基本規則を制定するのであれば、一般人の感覚からして、規則よりも上位と考えることになろうが、本学においては法人の基本的な事項を「法人規則」で定めているのであり、少なくとも両者の間で混乱が生じ得ると考えられる。また、一橋のように規定の所掌範囲を明らかにした規定があれば、基本規則を定める意味もあろうが、本法人の場合はそうではない。本法人は

屋上屋を架すことのないよう、法人規則を改正するべきである。

次に、基本規則と学則の関係に問題がある。言い換えれば、経営協議会と教育研究評議会との権限の配分に関する問題である。国大法第 21 条において、経営協議会が「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」として、同第 22 条において教育研究評議会が「教育研究に関する重要事項を審議する機関」と定義されているように、前者が経営事項、後者が教育研究事項というように権限を配分しており、学内規定の制定改廃はそれぞれの権限のもとで行われなければならない（学長の決定や役員会の議論で権限配分を無にするような調整や修正は許されない）。そうでなければ、国立大学法人は一般の独立行政法人と大差なく、国立大学法人法の立法趣旨が損なわれてしまう。

ところが、基本規則第 2 条は学教法第 92 条第 3 項に規定する学長の職務（教育研究に関する事項）について言及している。こうした規定を「法人が定める規則」の形式で制定することは、教育研究評議会の権限を侵害することになり無効である。教育研究に関する事項は「大学が定める規則」という形式が必要であり、教育研究に関する学長の権限を改正の対象にしているのならば、学則を改正（または評議会が定める規則を制定）するべきである。

以上のように、基本規則をはじめとする諸改定案は規則として不備であり、なおかつ、諸規則間の整合性にも欠如がみられる。規則の名に値しない。したがって、組合は、いずれの規則にも反対の意を表明し、改定案を取り下げよう求める。そして、大学並びに法人が少なくとも規則を策定するのに必要な知識を学習し習得するよう求め、再度、改定案を提示することを強く要請する。

昨年 8 月 29 日に文部科学省が各国立大学法人に対して発した施行通知と学教法との間には、大きな懸隔がある。施行通知は学教法以上に「大学の自治」の破壊を求めているのである。逆に言えば、この懸隔を踏まえれば、各大学は施行通知に過度に振り回されることなく、学教法に基づく改定案を策定できるはずである。学教法の適切な解釈はそれぞれの国立大学に委ねられており、その余地に基づいて大学は自己決定すべきなのである。ここにおいてこそ各大学の手腕が問われており、学長の見識と覚悟が示されるべきではなかろうか。にもかかわらず、福井大学が提示した案は上記のように、施行通知さえも大きく逸脱して「大学の自治」の破壊を自ら唱道しようとするものであった。

世界の歴史をひも解くと、「大学の自治」の破壊は、近世の絶対王政期にも現代のファシズムの時代にもみられたが、大学が自ら自治権を放棄するという事態はファシズム期と酷似すると言ってよい（例えばファシズム期には、全権委任法の成立のもと、国会自らの決議により、国会の立法権すら政府の行政権に委任された）。しかし、「大学の自治」に介入しようとした絶対王政は市民革命によって、「大学の自治」を破壊しようとしたファシズムは敗戦によって打倒され、見るも無残な結果となったことは歴史がよく証明している。福井大学がこのような悲惨な歴史的結末を迎えることがないように、組合は改定案に強く反対し、学長の良識ある「最終的決定」を求めたい。



編集後記

安倍ファッショ内閣は 4 月 24 日、国会内で開かれた「戦争立法」に関する自民・公明両党の与党協議会に、新設される「国際平和支援法」という名の海外派兵恒久法と、現行の派兵関連法の改定案 10 本の条文案を提示した。改定 10 法案とは、自衛隊法、国際平和協力法(国連 PKO 法)、重要影響事態法(現・周辺事態法)、船舶検査法、武力攻撃・存立危機事態法(現・武力攻撃事態法)、米軍等行動関連措置法(現・米軍行動関連措置法)、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取り扱い法、国家安全保障会議設置法である。協議では異論は出ず、事実上了承され、5 月 15 日にも法案を国会に提出する構えという。

今号には、まず巻頭に 4 月 11 日、12 日に福井大学で開かれた JSA 北陸地区シンポジウムで基調講演をされた、吉川健司弁護士の報告「憲法 9 条と日米安保条約に歴史」を掲載した。これを読めば、戦後 70 年の間に、平和憲法の柱である憲法前文の精神や憲法 9 条が、日米安保条約とのからみでなし崩し的に骨抜きにされてきた歴史がよくわかる。そして、いま安倍内閣がやろうとしていることの意味と重要性がよくわかるはずである。

「9 条の会ふくい」の事務局長で元農協職員の家敷紘美氏には、農協改革の動きについて書いていただいた。当支部の会員の中でも農協改

革問題に詳しい人は少ないであろうし、関心を持っている人も少ないのではないかと思います。屋敷氏に執筆をお願いした。本文中に書かれている、「事は農協だけに止まらず、今後ほかの協同組合にも同様な攻撃が起きる可能性がある」という指摘がどうにも気になった。なおこの論考は、同氏が『ゆきのした』482 号に書かれた「「農業・農協改革」を考える—その 1 農家が観る「農業改革」の、その 2 に相当する。

私の「矢内原事件と言論抑圧」は、最近出版された将基面貴巴氏の『言論抑圧』という本を読んで、興味をもったので書いたものである。戦前の大学で起きた言論弾圧事件の中では、矢内原事件は比較的あっさり触れられるだけで、詳細な研究はこれまでなかった。将基面氏は新しい観点からこの事件を詳細に調べ、この事件に対し従来の見解とは違った評価を下している。私の論考は、その内容の紹介と読んだ感想である。またいつもユニークな本を書いている西條敏美氏の新刊『授業 虹の科学—光の原理から人口虹のつくり方まで—』の紹介を載せた。

最後に、福井大学の学内諸規則改定に反対する福井大学教職員組合執行委員会の声明を重要資料として掲載した。学内諸規則の改定内容は驚くべき内容で、大学の自治や学内民主主義を破壊する大改悪になっている。国立大学法人化の行きつく先として、同様な改悪がいま全国の国立大学で行なわれているという。

(高木秀男)

福井の科学者	第 124 号	2015 年 6 月 15 日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価 500 円	
連絡先	〒910-8507 福井市文京 3-9-1 (郵送の場合) 福井大学大学院教育学研究科 680 円) 教職開発専攻(教職大学院) 森 透 研究室気付 TEL/FAX 0776-27-8725 E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 18 - 15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター^{なごみ}「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒 915-0847 福井県越前市東千福町 21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp